

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎業務運営の効率化	中項目の総数 : 5 評価Aの中項目数 : 5 × 2点 = 10点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 10点 (10/10=100%)	A
【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等					
① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「業務の重点化」、「組織体制の整備」、「業務運営能力の向上」、「業務運営の遂行管理等」及び「業務運営の効率化による経費抑制」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。					
② 「組織体制の整備」について、理事長は法人に与えられた使命を果たすため、定期的な幹部会議等により業務状況の把握及び指示の徹底に努め適切な業務運営を行った。また、マネジメントレビューを実施するなど業務改善に積極的に努力している。					
③ 昨年度、評価を受けるために提出された業務実績報告書の一部に誤謬があり、その原因を究明及びその結果に基づき再発防止措置を行った旨の報告が法人からあった。また、法人はこれら一連の事実関係について速やかに当委員会事務局へ報告する等適切に処理していた。					
1 業務の重点化	1 業務の重点化	1 業務の重点化 国民のニーズを把握し、必要性の高い事項に優先的に取り組んでいくため、	○業務の重点化	「指標の総数 : 16	A

<p>以下に掲げる業務の重点化に取り組む。</p>	<p>評価aの指標数：16×2点＝32点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 (32/32＝100%)</p>	<p>以下に掲げる業務の重点化に取り組む。</p>
<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p>	<p>ア 調査分析の重点化 (7) 調査分析の実施に当たっては、消費の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p>
<p>ア 農林水産物、飲食物品（酒類を除く。）及び油脂（以下「食品等」という。）の品質及び表示に関する調査分析については、消費者等のニーズや食品等の流通及び消費の実態等を踏まえ、必要性の高い課題を選定して重点的に実施する。</p>	<p>ア 調査分析の重点化 (7) 調査分析の実施に当たっては、消費の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を行う。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p>
<p>イ 残留農薬等の微量物質の調査分析の需要的確保</p>	<p>イ 調査分析の重点化 (7) 調査分析の実施に当たっては、消費の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を行う。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p>
<p>イ 残留農薬調査分析の迅速化</p>	<p>イ 調査分析の重点化 (7) 調査分析の実施に当たっては、消費の実態等を把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対するアンケート調査を行う。</p>	<p>(1) 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p>

以下に掲げる業務の重点化に取り組む。

評価aの指標数：16×2点＝32点
 評価bの指標数：0×1点＝0点
 評価cの指標数：0×0点＝0点
 合計
 (32/32＝100%)

消費者動向等把握のため、全国的なアンケート調査を行った。
 a：適切な調査対象・内容により行った
 b：一部不十分な調査を行った
 c：調査を行わなかった

消費者動向等把握のため、全国的なアンケート調査を行った。
 a：適切な調査対象・内容により行った
 b：一部不十分な調査を行った
 c：調査を行わなかった

【事業報告書の記述】
 消費者ニーズを把握するため、地方公共団体、消費者団体等に対して以下の全国的アンケート調査（回収数/配布数 2,098/3,956）を実施した。
 ・講習会に関するアンケート（回収数/配付数 1,335/2,531）
 ・消費生活センター職員等研修に関するアンケート（回収数/配付数 445/900）
 ・食品等特性把握調査に関するアンケート（回収数/配付数 318/525）

【事業報告書の記述】
 外部の有識者を含む消費者対応業務推進委員会を開催し、各種アンケート調査等により得られた情報、消費者相談を踏まえて、平成16年度の食品等特性把握調査課題について検討し、「タツタン」をばの調理による機能性成分の変化、「黒大豆加工食品の品質特性調査」及び「奈良漬と新漬の相違等実態調査」の必要性の高い3課題を選定した。
 また、調査研究についても、外部の有識者を含む委員会を開催して研究課題を選定した。

◇検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。
 a：必要性の高い課題を選定した
 c：必要性の高い課題を選定しなかった

◇検討の結果を踏まえて、必要性の高い課題を選定した。
 a：必要性の高い課題を選定した
 c：必要性の高い課題を選定しなかった

◇実施した課題の調査結果を広報誌、ホームページ及び講習会等で消費者等に情報提供した。
 a：情報提供した
 c：情報提供しなかった

【その他特記事項】
 平成13年度及び平成14年度の調査結果について広く消費者等に情報提供した。

に対応するため、現在行
っている残留農薬の調査
分析の迅速化を図る。
○ 迅速化の目標：平成11
年度を基準として調査分
析に要する時間を中期
目標の期間中に概ね
10%削減

中期目標の期間中に既
存の残留農薬の調査分析
に要する時間を10%削減
するため、既往の残留農
薬の分析法のうち特に時
間を要する農薬の精製分
離工程等を中心に、既往
の分析法の改良を行う。

○ 既存の残留農薬の調査
分析に要する時間を平成
11年度を基準として中期
目標期間中に10%削減す
るため、本年度は、工程
の削減を図るため、5工
程ある精製工程の共通化
について検討する。

◇農薬の精製分離工程等を中
心に既往の分析法を改良し、
平成11年度の調査分析時間を
基準として、各事業年度ごと
の削減計画値を達成した。(各
事業年度ごとの削減計画値：
中期計画開始時から経過年
数に2%を乗じて得られる削
減率。)
a：計画値の達成度は90%
以上であった
b：計画値の達成度は50%
以上90%未満であった
c：計画値の達成度は50%
未満であった

【事業報告書の記述】
精製工程の共通化について検討した結果、精
製工程に精製カラムを導入することにより、前
年度までの改良と併せ残留農薬の分析に要
する時間を平成11年度を基準として6.0%
短縮した。
【その他特記事項】
達成度合：100%

a

ウ インターネット等の情
報提供媒体の活用等を進め、食
品等の調査分析結果に係
る情報の迅速かつ効率的
な提供を図る。

ウ 調査分析結果等の情報
の迅速かつ効率的な提供
(7) ホームページを開発し
常時情報提供を行うこと
も、提供情報を更新し
最新情報を迅速に提供す
る。

(3) 調査分析結果等の情報
の迅速かつ効率的な提供
○ 効率的な情報提供媒体
としてホームページを
よとして充実したものとす
るため、利用者のニーズ
を把握するための情報収
集を行い、広報企画委員
会において、効率的な情
報の活用及びより多くの
最新情報を迅速に提供す
きる方策を検討する。

◇ホームページを開発すると
ともに、定期的な見直しを行
い、必要な改善を図った。
a：開設し、又は必要な改善
を行い、若しくは見直しの
結果、改善の必要はなかつ
た
b：開設せず、又は必要な改
善を行わなかった

【事業報告書の記述】
利用者のニーズを把握するため、ホームペー
ジ利用者に対するアンケート調査を行い、広報
企画委員会及び同委員会幹事会に語り、イベン
ト情報を見やすくする等の必要な改善を図
った。
インターネットの活用による効率的な情報提
供のため、センターのホームページを計195回
(延べ1,137件)更新し、常時最新情報を提
供した。ホームページのアクセス回数は、
312,684回であった。

a

【その他特記事項】
ホームページに関するアンケートを実施した
結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。
食の安全・安心に関する情報を提供するため
「食の安全・安心情報交流ひろばホームページ」
を平成15年7月1日に開設した。

◇ホームページ上の消費者相
談事例等の最新情報を常時更
新した。
a：情報を常時（月に1回以
上）更新した
b：情報の更新の頻度が低か
った
c：情報を更新しなかった

【その他特記事項】
「センターホームページ」は延べ195回（1,137
件）更新し、「食の安全・安心情報交流ひろば
ホームページ」は延べ125回（1,022件）更新し
た。

a

センターが発表した9件のプレスリリースは、

<p>すべて即日ホームページに掲載した。 達成度合：100%</p>	<p>中にホームページへ掲載した。 a：達成度合は90%以上であった b：達成度合は50%以上90%未満であった c：達成度合は50%未満であった</p>	<p>a</p>
<p>【事業報告書の記述】 従来の検索システムでは検索できなかつたPDF形式の電子ファイル情報を検索可能な高機能検索システムを導入した。 【その他特記事項】 消費者対応業務推進委員会での検討、平成15年度のアンケート結果を踏まえてた改善を図った。</p>	<p>◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。 a：設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった c：設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>【事業報告書の記述】 調査分析結果や行政の動き等についての最新情報を迅速かつ効率的に提供するため、電子メール配信希望者へ、電子メールアドレスを計40回(延べ62,080通)配信した。 【その他特記事項】 「セクターホームページ」メールアドレスを「セクターホームページの安全・安心情報交流ひろば」引き継ぐ形で平成15年7月に創刊した。メールアドレス及び各種講習会等で広報に努め、平成16年3月25日に発信した37号では2,084通(セクターホームページメールアドレス最終号比250%)まで増加した。</p>	<p>◇電子メールアドレス利用者のためにホームページ上に受付窓口を設置し、希望者に情報を発信した。 a：受付窓口を設置し、情報を発信した c：受付窓口を設置せず、情報の発信を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>ア</p>
<p>(4) 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p>	<p>(4) 農林物資の検査の重点化及び迅速化</p>	<p>ア</p>
<p>(2) 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導 ア 農林物資の検査の重点化及び迅速化 ア 農林物資の検査については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律</p>	<p>ア</p>	<p>ア</p>

第108号。以下「改正JAS法」という。)により新たに表示が義務付けられた生鮮食品、加工食品、有機農産物等の検査を重点的に実施するとともに、従来から農林物資の品質に「品質表示基準」という。)が定められている加工食品の検査業務の迅速化を図る。

○ 品質表示基準に係る加工食品の検査件数のうち新たに表示が義務付けられた中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われたものの検査件数の割合：各事業年度50%以上

(7) 新たに品質表示が義務付けられた加工食品の中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われたものの検査件数の割合を50%以上とするため、平成13年度以降、前年度の検査の結果を踏まえ、品質表示基準への不適合率が低い品目等の検査件数を削減する。

○ 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査(以下「表示監視業務」という。)において、全ての食品に横断的に定められた品質表示基準により表示が義務付けられた製品(以下「横断品表品」という。)及び中期目標期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品に対する検査を重点化するため、中期目標期間中に品質表示基準の見直しが行われた品目を除いた個別に品質表示基準が定められている製品(以下「個別品表品」という。)に対する検査については、平成14年度に不適合率が低かつた品目の検査件数を削減し、検査件数の割合を以下のとおりとする。

・横断品表品及び中期目標期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の検査の割合：60%以上

○ 迅速化の目標：平成11年度を基準として検査に

(4) 中期目標の期間中に従来から品質表示基準が定

◇ 不適合率が低い品目等の検査件数を削減し、新たに表示が義務付けられた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の検査件数の割合を50%以上とした。
 a：計画値の達成度は100%以上であった
 b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】
 品質表示基準に係る加工食品買上検査において、従来から品質表示基準が定められている加工食品のうち、14年度に不適合率が低かつた品目の検査件数を削減し、新たに品質表示が義務付けられた加工食品を3,496件及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた製品の検査を311件実施することにより、全検査件数5,135件に占める割合を74%とした。
 【その他特記事項】
 新たに表示が義務付けられた加工食品等に対する検査を重点的に行うため、年度計画の検査件数の割合を60%以上とした。
 達成度合：123%

◇ 各事業年度の対象品目について、従来から品質表示基準

【事業報告書の記述】
 品質表示基準に係る加工食品検査の迅速化を

要する時間を中期目標の期間中に概ね10%削減

められる検査分析時間を10%削減するため、理化学分析法から生化学的転換等や機器分析への転換等を中心に行う。

度を基準として中期目標期間中に10%削減する。本年度は以下の品目の検査分析時間の削減について検討し、当該品目の検査分析時間を10%削減する。

・品目：凍豆腐、農産物漬物、果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、ドレッシング、アイスクリーム、豆乳・調製豆乳・豆乳飲料

が定められている加工食品に係る検査分析方法を改良し、検査分析時間を平成14年度を基準として10%程度削減した。

a：計画値の達成度は90%以上であった
b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
c：計画値の達成度は50%未満であった

図るため、各品目ごとに検査分析時間の削減の可能性を検証した結果、以下のとおり分析に要する時間の短縮について妥当性が確認された。
【平成14年度を基準とした削減割合】

凍豆腐	12%
農産物漬物	2%
豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料	26%
果実飲料	—%
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	—%
ドレッシング	—%
アイスクリーム	—%
生タイプ豆腐めん（前年度から継続検討）	—%
めん類専用つゆ（前年度から継続検討）	21%
計	10.5%

（一は、妥当性が確認されなかった品目）

平成14年度に分析時間の削減の可能性が示唆された以下の品目について平成15年度に妥当性の確認を行った。

チルドハンバーグステーキ	—%
チルドぎょうざ類	—%
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	40%
調理冷凍食品	—%
しようつゆ	68%
みそ	—%
計	9.5%

（一は、妥当性が確認されなかった品目）

【その他特記事項】

平成15年度の検討対象品目について検査分析時間を10.5%削減できた。
達成度合：105%

イ 農林物資の格付の効率化
(7) 外国林産物の格付業務については、平成14年度をもって廃止する。

イ 日本農林規格（以下「JAS規格」という。）による農林物資の格付については、JAS規格の見直しや格付件数の動向等を踏まえ、新たに品質表示基準が定められる農林物資、有機農産物等の検査に関する業務等に適切に対応することが可能とな

◇平成14年度をもって廃止した。
a：廃止した
c：廃止しなかった
(平成14年度限りの評価指標)

るよう、業務運営の効率化を進める。

(4) 生糸の格付業務について、業務体制の見直しを進めつつ、業務量と要員を適正化する。格付業務担当者、品質検査員、有機農産物の検査業務等と連携し、これらに業務対象となる関係業務、JAS関係業務等に業務を移行する。

(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究
農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、必要性の高い課題を選定し、重点的に実施するとともに、その効果的な実施を図る。

(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究
(7) 食品等の検査技術に関する調査及び研究については、食品等の製造業者及び行政部局等の製造業者及び行政部局等の製造業者及び行政部局等の製造業者等と連携し、技術開発の動向等を把握するため、調査研究に係る試験研究会等への積極的な参加を図る。

(4) 技術的な可能性等について検討した上で必要性の高い課題を選定するため、外部の有識者を含めて各事業年度において検討を行う。

イ 調査研究に関する内部委員会の設置し、中長

◇消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修計画を作成し、研修を行った。
a：研修計画を作成し、研修を行った
b：研修計画を作成したが、研修を行わなかった
c：研修計画を作成しなかった

◇生糸格付業務担当職員を品質表示基準製剤や有機農産物の検査業務等他業務へ活用した。
a：他業務へ活用した
c：他業務へ活用しなかった

◇消費者、食品等製造業者のニーズや技術開発の動向について情報収集を行った。
a：情報収集を行った
c：情報収集を行わなかった

◇行政部局のニーズを把握するため農林水産省関係部局の連絡会議等へ参加した
a：連絡会議等へ参加しなかった
c：連絡会議等へ参加しなかった

◇検討の結果を踏まえ、必要性の高い課題を選定した。
a：必要性の高い課題を選定した
c：必要性の高い課題を選定しなかった

◇調査研究に関する内部の委員会を設置し、中長期の展望

(5) 調査研究に係る情報収集

○ 食品等の検査技術に関する調査及び研究については、食品等の製造業者及び行政部局等の製造業者及び行政部局等の製造業者等と連携し、技術開発の動向等を把握するため、調査研究に係る試験研究会等への積極的な参加を図る。

(6) 調査研究の進行管理
○ 中長期の展望に立った

a

【事業報告書の記述】
食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、農業試験院研究推進会議等の連絡会に計22回参画し、情報収集を行った。

a

【その他特記事項】
農林水産省消費・安全局表示・規格課（平成15年6月までは総合食料局品質課）及び消費・安全政策課（平成15年6月までは総合食料局消費生活課）の課内連絡会議に参加し、行政ニーズの把握に努めた。

a

【事業報告書の記述】
外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会を開催し、「タマネギの産地判別方法の検討」、「シイタケの原産地判別方法の検討」等平成16年度に行う21課題を調査研究における必要性の高い課題として選定した。

【事業報告書の記述】
調査研究推進委員会において調査研究の進捗

<p>期の展望に立った適切な調査研究計画の作成、調査研究の進捗状況等に基づき、平成15年度に立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>
<p>立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>
<p>立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>
<p>立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>立った適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>	<p>適切な調査研究計画の作成等を行うこと、その結果に基づき、平成15年度の研究課題1課題を中止した。</p> <p>【その他特記事項】 今後の調査研究の進め方として、魚種判別に ついてはミトコンドリアDNAを指標とする方法 で検討を行うこと、有用な指標が得られたもの については順次実証試験を行った後マニュアル 化して行くこと等の見直しを行った。</p>

指標の総数 : 11
 評価 a の指標数 : 11 × 2 点 = 22 点
 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点
 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点
 合計 : 22 点
 (22 / 22 = 100%)

【事業報告書の記述】
 理事会を2回開催した他、原則として毎週1回
 役員・部長による幹部会議を開催するととも
 に、毎月1回役員及び本部課長会議を開催し、
 理事長の指示を徹底した。
 第2四半期終了後に平成14年度の業務実績の

◇理事長は、法人の課題を的確に認識している。
 a : 的確に認識している
 o : 認識していない

2 組織体制の整備

食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのコミュニケーションを促進するため、食の安全・安心情報交流ひろばを推進するとともに、社会情勢の変化に対応し、機動的かつ効率的に業務を推進するため組織体制を整備し、次に掲げる効率的な組織運営を行う。

2 組織体制の整備

○ 役員と職員との役割を明確化するとともに、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う。

2 組織体制の整備

社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応しつつ、中期計画に即して機動的かつ効率的に業務を推進できよう、責任と役割分担を明確化し

た機能的で柔軟な組織体制を整備する。

部会議を開催し、新たに生じる組織運営上の問題点等について絶えず検討し、改善を図る。

○ 理事長はセクターの現状の課題を認識し、的確な業務運営を行うとともに、業務の改善を図るため、農林水産省独立行政法人評価委員会受けた後、マネジメンターを招聘する。

評価結果及び平成15年度の業務の進捗状況等を踏まえ、理事長によるマネジメンタレビューを実施するとともに、その結果に基づき理事長から本部の部長に対して改善指示を行った。

【その他特記事項】

理事長は、中期計画において法人に求められている効率化とサービスの質の向上に努め、食品の安全性の確保のための各種調査分析や消費者・企業と行政の架け橋の役割としての情報提供等を行うことが法人の課題であると認識している。

中期目標の達成を基本としつつも、業務のブライオリティを勘案し、社会情勢及び社会的ニーズに対応して柔軟な組織運営を行った。

◇理事長は、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切かつ明確な経営戦略を持ち組織運営を行った。

- a：適切な経営戦略を持ち組織運営を行った
- c：適切な経営戦略を持った

◇理事長は、マネジメンタレビューを実施する等、リーダーシップを發揮した的確な業務運営を行った

- a：的確な業務運営を行った
- c：的確な業務運営を行わなかった

◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、週1回の幹部会議の開催が確立され、適切に運用されている。

- a：計画値の達成割合は90%以上であった
- b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった
- c：計画値の達成割合は50%未満であった

◇理事長等が業務の状況を把握するシステムとして、月1回の本部部長会議の開催が

a

a

a

a

理事長等が出席する会議を56回開催し、業務状況を把握及び指示の徹底を図った。
達成度合：119%

本部部長会議を11回開催し、業務状況の把握及び指示の徹底を図った。
達成度合：100%

<p>確立され、適切に運用されている。</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p>	<p>◇理事が理事長を的確にサポートしている。</p> <p>a：的確にサポートしている</p> <p>c：サポートしていない</p> <p>◇監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行った。</p> <p>a：的確な監査報告等を行った</p> <p>c：的確な活動を行わなかった</p>	<p>○ 効率的な業務運営を行うため、具体的には、理事長権限を本部長の専任とし、権限委譲による意思決定の明確化を図るため、平成14年度に定めた規則を必要に応じて見直す。また、本部の総務部及び企画調整部において、予算執行の管理及び業務進行の管理を行う。</p>	<p>a</p>
<p>確立され、適切に運用されている。</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p>	<p>◇理事が理事長を的確にサポートしている。</p> <p>a：的確にサポートしている</p> <p>c：サポートしていない</p> <p>◇監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行った。</p> <p>a：的確な監査報告等を行った</p> <p>c：的確な活動を行わなかった</p>	<p>○ 効率的な業務運営を行うため、具体的には、理事長権限を本部長の専任とし、権限委譲による意思決定の明確化を図るため、平成14年度に定めた規則を必要に応じて見直す。また、本部の総務部及び企画調整部において、予算執行の管理及び業務進行の管理を行う。</p>	<p>a</p>
<p>確立され、適切に運用されている。</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p>	<p>◇理事が理事長を的確にサポートしている。</p> <p>a：的確にサポートしている</p> <p>c：サポートしていない</p> <p>◇監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行った。</p> <p>a：的確な監査報告等を行った</p> <p>c：的確な活動を行わなかった</p>	<p>○ 効率的な業務運営を行うため、具体的には、理事長権限を本部長の専任とし、権限委譲による意思決定の明確化を図るため、平成14年度に定めた規則を必要に応じて見直す。また、本部の総務部及び企画調整部において、予算執行の管理及び業務進行の管理を行う。</p>	<p>a</p>
<p>確立され、適切に運用されている。</p> <p>a：計画値の達成割合は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成割合は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成割合は50%未満であった</p>	<p>◇理事が理事長を的確にサポートしている。</p> <p>a：的確にサポートしている</p> <p>c：サポートしていない</p> <p>◇監事（常勤、非常勤）が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行った。</p> <p>a：的確な監査報告等を行った</p> <p>c：的確な活動を行わなかった</p>	<p>○ 効率的な業務運営を行うため、具体的には、理事長権限を本部長の専任とし、権限委譲による意思決定の明確化を図るため、平成14年度に定めた規則を必要に応じて見直す。また、本部の総務部及び企画調整部において、予算執行の管理及び業務進行の管理を行う。</p>	<p>a</p>

<p>a : 業務の変更を行い、又は変更の必要はなかった b : 変更の必要性はあったが変更しなかった</p> <p>◇技術研究課、微量物質調査(検査)課、商品調査課及び鑑定課をスタッフ制とし、業務量の増減に対応して担当者の業務内容の変更を行った。 a : 業務内容の変更を行い、又は変更の必要はなかった c : 変更の必要性はあったが変更しなかった</p>	<p>中期目標等の変更に伴う年度計画の見直しにより主任調査官の再配置を行った。</p> <p>微量物質調査(検査)課及び鑑定課において遺伝子分析による和牛肉の品種鑑別等の業務量の増加に対応して、担当者の業務内容を変更した。</p>	<p>a</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 職員の技術的水準の向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に実施するとともに、調査分析技術への先進的な技術、知識等の導入を図る。</p>	<p>○業務運営能力の向上</p> <p>指標の総数 : 9 評価 a の指標数 : 9 × 2 点 = 18 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 (18 / 18 = 100%)</p>	<p>A</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 職員の技術的水準の向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に実施するとともに、調査分析技術への先進的な技術、知識等の導入を図る。</p>	<p>◇職員技術研修中期計画を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行った。 a : 職員技術研修中期計画を作成し、又は必要な変更を行い、若しくは見直しの結果、変更の必要はなかった c : 職員技術研修中期計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかった</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 職員の技術水準の向上及び資格の取得を計画的に実施するため、職員技術研修中期計画及び平成14年度の研修企画委員会の審議結果に沿って実行計画を作成し、以下のとおり有資格者を確保した。 ・ISO9000審査員補 4名(総数14名) ・作業環境測定士 1名(総数 5名) 第1種特定化学物質 1名(総数 5名) ・放射線測定士(全センター1年度) 0名(総数37名)</p>
<p>3 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 職員の技術的水準の向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に実施するとともに、調査分析技術への先進的な技術、知識等の導入を図る。</p>	<p>◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補の有資格者を確保した。 a : 確保した c : 確保しなかった</p> <p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士の有資格者を確保し</p>	<p>a</p> <p>【その他特記事項】 第一種作業環境測定士指定講習を受講させ、</p>

<p>有資格者を新規に2名確保した。</p> <p>a : 確保した c : 確保しなかった</p>	<p>放射線取扱主任者 (全センターに配置)</p>	<p>a</p>
<p>平成15年度末現在で、全センターに3名以上の有資格者を確保した。</p> <p>a</p>	<p>◇年度計画に基づいて放射線取扱主任者の有資格者を全センターに確保した。 a : 確保した c : 確保しなかった</p>	<p>a</p>
<p>【事業報告書の記述】 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、以下の外部機関へ職員を派遣した。 ・独立行政法人食品総合研究所 (4名) ・独立行政法人水産総合研究センター (1名) ・環境省環境研修センター (平成15年7月1日より環境省環境調査研修所) (5名) ・北九州市環境科学研究所 (1名) ・独立行政法人産業技術機構近畿中国四国農業研究センター (平成15年10月1日より独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構中国四国農業研究センター) (1名) 職員の技術力の向上を図るため、職員延べ26人に対しLC-MS (高速液体クロマトグラフ質量分析装置) の操作に関する研修等を行った。</p>	<p>◇外部機関への職員の派遣研修を実施し、研修の結果、高次な分析技術を習得した職員が増加した。 a : 実施し、増加した c : 実施しなかった</p> <p>◇新しい分析技術に重点を置いた研修を実施し、研修の結果、分析技術を習得した職員が増加した。 a : 実施し、増加した c : 実施しなかった</p>	<p>a</p>
<p>◇職員派遣及び研修の実施 ○ 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、独立行政法人食品総合研究所をはじめとした外部の機関へ職員を派遣する。 ○ 職員の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術に関する研修を行う。</p>	<p>◇衛生管理者を本部、横浜・神戸センターに配置した。 a : 配置した c : 配置しなかった</p>	<p>a</p>
<p>【事業報告書の記述】 労働安全衛生法に基づき、職員の健康と安全な労働環境を維持するため、本部、横浜センター及び神戸センターに衛生管理者の資格を取得した者を、その他の5地域センターに衛生推進者の資格を取得した者をそれぞれ1名以上配置した。また、職場における職員の安全と健康に資するため、各センターにおいて原則として毎月1回安全衛生委員会を開催した。</p>	<p>◇衛生推進者を小樽・仙台・名古屋・岡山・門司センターに配置した。</p>	<p>a</p>

<p>おける職員の安全と健康に資するため、各センターにおいて安全衛生委員会を開催する。</p>	<p>に配置した。 a：配置した c：配置しなかった</p>	<p>a</p>
<p>◇本部及び各地域センターにおいて安全衛生委員会を開催した。 a：開催した c：開催しなかった</p>	<p>a</p>	<p>a</p>
<p>4 業務運営の進行管理</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させる仕組みを導入する。</p>	<p>4 業務運営の進行管理等</p> <p>(1) 業務の運営状況を点検・評価し、業務の進行を適正に管理するため、外部の有識者を活用した監査を定期的に行う。</p>	<p>A</p>
<p>4 業務運営の進行管理等</p> <p>業務の運営状況を定期的に点検・評価し、その結果を業務の運営に反映させるため、次に掲げる業務運営の進行管理等に取組み。</p> <p>(1) 業務運営の進行管理 ○ センター内部における業務の進行管理を適切に行うため、第2四半期終了後を目処に業務評価委員会による点検・評価を行う。 ○ 業務の実績を四半期ごとに集計し、業務の進捗状況を把握するとともに、業務計画が遅滞なく実施されるよう進行管理を行う。 ○ 業務実施の統一化及び効率化を図るため、センターの業務の方法を規定する独立行政法人農林水産消費技術センター業務方法書（平成13年4月11日付け13本消技第4号）に係る業務の実施に関する文書等を整理し、業務の詳細な実施方法を定める各種規程を整備する。また、業務評価委員会によ</p>	<p>○業務運営の進行管理等</p> <p>◇外部の有識者を活用した業務評価委員会を定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した。 a：定期的に開催し、業務の進行を適正に管理した c：開催しなかった</p>	<p>B</p>
<p>指標の総数：2 評価aの指標数：2×2点=4点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計：4点 (4/4=100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 平成15年11月に外部の有識者を含めた業務評価委員会を開催し、平成14年度における業務実績の評価結果及び対応状況、平成15年度上半期の業務進捗状況及び平成15年度マネジメントレビューの結果について点検・評価を行った。各四半期ごとに報告される実績報告書として取りまとめ、その報告書に基づき理事、役員・部長会議において業務の進行管理を行った。平成14年度マネジメントレビューの結果並びに業務評価委員会の結果等を踏まえ、既存の業務規程を見直し、必要な改廃及び新規制定を行い、職員への周知を図った。</p>	<p>a</p>	

<p>る評価及びマナーマネジメントレビューの結果を当該規程類に適宜反映させていく。</p> <p>(2) 用紙代の削減 ○ 本年度は、文書の電子化を推進することにより、平成11年度の用紙代を削減する。</p> <p>(2) 文書の電子化等を推進し、中期目標の期間中のうち5年間で管理運営費のうち用紙代を10%削減する。</p>	<p>◇ 文書の電子化等により、平成11年度の用紙代を基準として各事業年度ごとの削減計画値を達成した。(各事業年度ごとの削減計画値：中期計画開始時からの経過年数に2%を乗じて得られる削減率。)</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 文書の電子化等を推進した結果、平成11年度を基準として用紙代を30%削減した。</p> <p>【その他特記事項】 文書の電子化、用紙の裏面活用等を推進するとともに、職員に対する用紙削減の徹底について周知啓発した。 達成度合：500%</p>	<p>a</p>
<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>○ 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点=2点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計：2点 (2/2=100%)</p>	<p>A</p>
<p>5 業務運営の効率化による経費抑制</p>	<p>○ 各事業年度の効率化による経費抑制 各事業年度の経費のうち、人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比で1%抑制するため、次に掲げる効率化作業に取り組む。</p> <p>○ 各事業年度の効率化による経費抑制 各事業年度の経費のうち、人件費を除く運営費交付金で行う事業について、上記1~4の業務運営の効率化を図ることにより、経費の節約・削減を推進する。</p>	<p>○ 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、新規事業分その他特別の事情による増加分を除き、対前年度比で1%抑制した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 平成15年度の経費のうち、人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費については、上記1~4の業務運営の効率化に取り組み、対前年度比で1.3%の経費の節約・削減を達成した。</p> <p>【その他特記事項】 前年度決算における運営費交付金で行う事業に要した経費の算出方法が不適切であったため見直しした。 人件費を除く運営費交付金で行う事業に係る経費は前年度968百万円に対し、955百万円であった。 達成度合：130%</p>
<p>第3 国民に対して提供す</p>	<p>第2 国民に対して提供す</p>	<p>第2 国民に対して提供す</p>	<p>◎ サービスその他の業務の買の</p>

るサービスその他の業
務の向上に関する
事項

るサービスその他の業
務の向上に関するた
めと
るサービスの向上に
関するたためと
る目標を達成する
べき措置

るサービスその他の業
務の向上に関する目
標を達成するたため
と
るべき措置

向上

中項目の総数 : 6
評価Aの中項目数 : 5 × 2 点 = 10点
評価Bの中項目数 : 1 × 1 点 = 1 点
評価Cの中項目数 : 0 × 0 点 = 0 点
合 計 10点
(11 / 12 = 92%)

A

【特記事項】

- 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに提供」、「農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導」、「農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習」、「立入検査等に関する事項」、「緊急時の要請に関する事項」及び「国際協力」について評価基準に基づく評価を行った結果、「立入検査等に関する事項」はB評価となったものの、他の中項目はA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。
- ② MANIについては、関係独立行政法人等に設置するサーバ等を結ぶためのシステムの整合を図る検討に時間を要したため、整備の完了が平成16年6月16日となり、平成15年度内には活用ができなかったものである。
- ③ 平成14年度の品質表示基準の遵守状況の確認のための検査において不適合率が高かった加工食品6品目のうち4品目については、平成15年度の検査計画の進行管理が不十分であったことから、検査実績に占める割合を高められず重点的な検査ができなかった。
- ④ 平成14年度に総務省が実施した食品表示に関する行政評価・監視結果に基づき報告の中で指摘された登録期間の設定するとともに、進捗管理を標準処理期間を設定するとともに、進捗状況の重点検査を導入し、業務改善を図られている。
- ⑤ 立入検査結果の農林水産大臣への報告事務については、これまでに取組んだ事務処理方法等の改善により一定の迅速化が図られたが、確実に期限内に報告するため、より迅速

<p>な事務処理に努めるとともに適切な進行管理が必要である。</p> <p>④ 食の安全・安心に対する国民のニーズが高まっている中で、①国が行うリスク管理・評価に資するための微量有害物質の分析調査、②国民が食品の品質、表示に関する知識と理解を深めるためのリスクコミュニケーションの推進に資するための業務、③国民が安心して食料を購入するためのJAS制度に基づく検査・調査、④これら業務を実施する中で得られた知見を活用した消費者・企業への情報提供、相談・問い合わせ等の業務に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>○食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p>	<p>1 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより、リスク管理情報を共有化する間に、消費者からの問い合わせ情報提供などを行う。</p> <p>また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を広く収集し、整理する。</p>	<p>1 食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>(1) 関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）を整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより、リスク管理情報の共有化を行う。</p> <p>また、食品のリスクに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報（リコール情報を含む。）を広く収集し、整理する。</p>
<p>④ 食の安全・安心に対する国民のニーズが高まっている中で、①国が行うリスク管理・評価に資するための微量有害物質の分析調査、②国民が食品の品質、表示に関する知識と理解を深めるためのリスクコミュニケーションの推進に資するための業務、③国民が安心して食料を購入するためのJAS制度に基づく検査・調査、④これら業務を実施する中で得られた知見を活用した消費者・企業への情報提供、相談・問い合わせ等の業務に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>○食品等の品質及び表示に関する調査並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供</p>	<p>◇関係独立行政法人等を結ぶWANを整備することともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>a：整備し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった</p> <p>o：整備せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>◇WANを農林水産省等とのリスク管理情報の共有化、消費者等への情報提供等に活用した。</p>
<p>【事業報告書の記述】</p> <p>すべての関係独立行政法人を結ぶWANの整備が平成15年度には終了しなかったため活用できなかった。</p> <p>センターの「食の安全・安心情報交流ひろば」ホームページ内に「事業者の取り組み」コーナーを設け、国民生活センターのホームページとリンクし公開した。</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>平成15年度は農林水産省、センター、独立行政法人肥後検査所とを結んだものの、関係独立行政法人すべてを結ぶWANとして整備することが出来なかった。</p> <p>平成16年6月16日に関係独立行政法人すべてを結ぶWANとして整備した。</p>	<p>指標の総数：50</p> <p>評価aの指標数：48×2点＝96点</p> <p>評価bの指標数：0×1点＝0点</p> <p>評価cの指標数：2×0点＝0点</p> <p>合計：96点</p> <p>(96/100＝96%)</p>	<p>すべての関係独立行政法人を結ぶWANの整備が平成15年度には終了しなかったため活用できなかった。</p>	<p>すべての関係独立行政法人を結ぶWANの整備が平成15年度には終了しなかったため活用できなかった。</p>

<p>a: 活用した c: 活用しなかった</p> <p>◇食品のリスタックに関する情報及び企業が有する食品等の事故情報を収集整理するためのシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。 a: 構築し、又は必要な改善を行い、若しくは原直しの結果、改善の必要はなかった c: 構築せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>a</p> <p>食品等の事故情報を収集整理するため、「食の安全・安心情報交流ひろば」ホームページ内に「事業者の取組み」コーナーを設けるとともに、食品リスタック情報に関して消費者と事業者との意見交換を行う目的で「リスタック情報連絡懇談会」を開催した。</p>
<p>◇リスタック情報収集整理システムを活用し、広く情報を収集し整理した。 a: リスタック情報を収集し、整理した c: リスタック情報を収集せず、又は整理しなかった</p>	<p>a</p>
<p>(2) 講習会等の開催</p> <p>食生活指針の普及・定着、食料自給率の向上及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのコミュニケーションの推進等を考慮し、食生活や食品等の消費を、消費者、地方公共団体、教育関係者等へ直接、積極的に提供するため、次の掲げる措置を講ずる。</p> <p>○ 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図るとともに、関係機関との連絡等に積極的に参加する。</p>	<p>(2) 講習会等の開催</p> <p>食生活指針の普及・定着、食料自給率の向上及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのコミュニケーションの推進等を考慮し、食生活や食品等の消費を、消費者、地方公共団体、教育関係者等へ直接、積極的に提供するため、次の掲げる措置を講ずる。</p> <p>○ 講習会等の開催に当たっては、より効果的な実施のため、地方公共団体等との連携を図るとともに、関係機関との連絡等に積極的に参加する。</p>
<p>(2) 食生活指針（平成12年3月24日閣議決定）の普及・定着、食料自給率の向上及び食の安全・安心に関する消費者、事業者等とのコミュニケーションの推進等に資するため、食生活や食品等の消費を、消費者、地方公共団体、教育関係者等へ積極的に提供するとともに、これらの関係者の関心事項の把握を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 講習会等の効果的な実施に資するため、地方公共団体、関係機関等との連絡会議等に参加することにより、連携を図るとともに、地方公共団体等に対して事前に講習会テーマ等の要望に関するアンケート調査を実施した。</p>

○ 教育関係者に対する講習会の開催回数：中期目標の期間中に各都道府県1回以上

ア 教育関係者に対する食生活指針の普及啓発を中核とした講習会を各都道府県の期間中に各都道府県で1回以上開催する。

○ 教育関係者に対する食生活指針の普及啓発を中核とした講習会（食生活指針普及講習会）を平成13～14年度の実績を踏まえ、未実施県19県を優先して10回以上で開催する。

◇ 食生活指針の普及啓発講習会を地域の教育関係機関等と連携を図りながら、10都道府県以上について開催した。
 a：計画値の達成度は100%以上であった
 b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】

教育関係者を主な対象者として食生活指針の普及啓発を図るための講習会を、10都道府県うち2道県は、平成13年度、平成14年度実施県で10回開催した（3年間で36都道府県で延べ52回）。

【その他特記事項】

講習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.4であった。

○ 地方公共団体に対する研修会及び講習会の開催回数：各事業年度16回以上

イ 地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発及び講習会を推進するための講習会（消費者行政施策普及講習会）を各センターごとに1回以上（全国で8回以上）開催する。

○ 地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するための講習会（消費者行政施策普及講習会）を各センターごとに1回以上（全国で8回以上）開催する。

◇ 講習会及び研修会を16回以上開催した。
 a：計画値の達成度は100%以上であった
 b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった
 c：計画値の達成度は70%未満であった

【事業報告書の記述】

地方公共団体に対する消費者行政施策の普及啓発を推進するため、消費者行政（JAS法関係を含む。）等を担当する地方公共団体の職員に對して、食の安全・安心の講習会を各センター1回以上、全国で合計9回開催した。
 消費生活センターの職員等を対象として地方公共団体による食品等に関する消費者苦情相談等への適切な対応を支援するための研修会を以下のとおり開催した。
 ・ブロック研修（3日間） 8回（各センター1回）
 ・農林水産省の依頼による中央研修（5日間） 1回
 ・地方公共団体からの要請に応じた個別の研修 2回

【その他特記事項】

講習会及び研修会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で前者は3.8、後者は4.3であった。

◇ 地方公共団体の要請に応じ、個別に研修会を開催した。
 a：要請に応じ、必要と認められた場合には研修会を開催した
 c：正当な理由なく、要請に応じなかった事例がある

【その他特記事項】

平成14年度の業務実績の評価結果を踏まえ、より深層的な顧客満足度を把握するため、必要に応じてアンケートの設問内容を変更することとした。

地方公共団体からの要請に応じた研修会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で5.0であったが、別途参考資料の配付等について要望・意見があり、今後の研修会に反映させることとした。

○ 食の安全についての知見を有する者の育成のため、研修会の開催回数：各事業年度4回以上

ウ 食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全についての知見を有する者の育成のため、研修会を各事業年度4回

○ 食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全についての知見を有する者の育成のため、研修会を地方公共団体

◇ 食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を4回以上開催した。
 a：計画値の達成度は100%以上であった

【事業報告書の記述】

地方公共団体、消費者団体等の職員に対して、食品等のリスク情報の共有化を促進するため、食の安全についての知見を有する者の育成のための研修会を計4回開催した。

以上開催する。

(3) 緊急を要する調査分析

(3) 食品の安全性や品質のあ
影響を及ぼすおそれのある
る事故や汚染等の発生に及
び生産者の風評被害の防止
等を図るため、実態調査
や子データの収集を迅速に
行い、適切かつ正確な情
報を消費者に分かり易く、
かつ、迅速に提供す
るとともに、そのための
業務執行体制を整備す
る。

等の職員を対象に4回以上
開催する。

(3) 食品等の特性把握のた
めの調査分析及び緊急を
要する調査分析
消費者に正しい商品知識
を普及するとともに、影
響を及ぼすおそれのある
事故や汚染等の発生に際
して、適切かつ正確な情
報を消費者に分かり易く、
かつ、迅速に提供し、消
費者の被害の防止、消費
者の不安の解消を図るた
め、必要な調査分析を要
する。また、適切な措置を講
ずる。

ア 食品事故等の発生に際
して即時対応する体制を
業務執行体制を整備する
ため、想定される食品事
故の重大性を明確に示す
命令系統を明確化するた
め、想定される食品事故
の発生内容別に、想定さ
れる事故から発生する事
故に関する専門家等を登
録する。

○ 消費者に食品等の正しい
知識を普及する業務推進
委員会で以下の食品等につ
いては、食品等特性把握調
査を行う。調査結果につ
いては、ホームページ、広
報誌、講習会等において提
供する。また、社会情勢を踏ま
え必要に応じ課題を追加
する。

〔実施課題目録〕
統一調査：落花生加工品、
個別調査：ヤーコン加工品、
カボチャ、サバ塩蔵品、
高糖度トマト、発芽玄米加
工品、いくら塩蔵品、サツ
マイモ加工品

b：計画値の達成度は70%
以上100%未満であった
c：計画値の達成度は70%
未満であった

【その他特記事項】
当該研修会に関するアンケ
ーテを実施した結果、顧
客満足度は5段階評価で3.9
であった。

◇食品事故調査要領を作成
するとともに、定期的な見
直しを行い、必要に応じて
改定を行った。
a：食品事故調査要領を改
定し、又は必要な改正を
行った。若しくは見直しの
結果、改正の必要はなかつ
た。
c：作成せず、又は必要
な改正を行わなかった

【事業報告書の記述】
平成14年度消費者対応業
務推進委員会での検討結
果を踏まえ、統一調査とし
て落花生加工品、個別調
査として、ヤーコン加工
品、カボチャ、サバ塩蔵
品、高糖度トマト、発芽
玄米加工品、サツマイモ
加工品について特性把握
調査を実施するとともに、
平成14年度食品等特性把
握調査を報告書に取りま
とめ情報提供を行った。
平成14年度食品等特性把
握調査等の結果をホームページ、
広報誌、講習会等を活用
し、情報提供を行うととも
に、全国商品テスト機
関連絡会議及び公開調査
研究会において発表し
た。

〔ホームページ、広報誌掲載課題〕
・ 市販の包装切り餅の品
質特性調査及び調理時
の影響について
・ 各種ホトギスの機能性
成分含有量に及ぼす調
理法の影響について
・ わさび加工品の品質
特性調査等9課題

<p>○ 食品事故等の発生に際して即時に対応していくため、食品事故の要因分析を行い、要因ごとに対応手法を食品事故調査要領に盛り込む。 なお、平成14年度に作成したた要因分析ことと専門家の登録については、必要に応じて見直す。</p>	<p>○ 食品事故等の発生原因の究明後、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。 a : 3日以内に行った b : 4日以上かかった c : 行わなかった</p>	<p>○ 食品の安全性や買値のあがりや汚染等が発生した場合には、緊急調査対策委員会を設置し、対応方針を決定するとともに、必要に応じて実態調査、情報収集等により原因の究明に努め、迅速に情報提供を行うとともに、当該事件に係る相談窓口の設置等の措置を講ずる。</p>
<p>○ 食品事故等の発生に際して即時に対応していくため、食品事故の要因分析を行い、要因ごとに対応手法を食品事故調査要領に盛り込む。 なお、平成14年度に作成したた要因分析ことと専門家の登録については、必要に応じて見直す。</p>	<p>○ 食品事故等の発生原因の究明後、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。 a : 3日以内に行った b : 4日以上かかった c : 行わなかった</p>	<p>○ 食品の安全性や買値のあがりや汚染等が発生した場合には、緊急調査対策委員会を設置し、対応方針を決定するとともに、必要に応じて実態調査、情報収集等により原因の究明に努め、迅速に情報提供を行うとともに、当該事件に係る相談窓口の設置等の措置を講ずる。</p>
<p>○ 食品事故等の発生に際して即時に対応していくため、食品事故の要因分析を行い、要因ごとに対応手法を食品事故調査要領に盛り込む。 なお、平成14年度に作成したた要因分析ことと専門家の登録については、必要に応じて見直す。</p>	<p>○ 食品事故等の発生原因の究明後、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。 a : 3日以内に行った b : 4日以上かかった c : 行わなかった</p>	<p>○ 食品の安全性や買値のあがりや汚染等が発生した場合には、緊急調査対策委員会を設置し、対応方針を決定するとともに、必要に応じて実態調査、情報収集等により原因の究明に努め、迅速に情報提供を行うとともに、当該事件に係る相談窓口の設置等の措置を講ずる。</p>
<p>○ 食品事故等の発生に際して即時に対応していくため、食品事故の要因分析を行い、要因ごとに対応手法を食品事故調査要領に盛り込む。 なお、平成14年度に作成したた要因分析ことと専門家の登録については、必要に応じて見直す。</p>	<p>○ 食品事故等の発生原因の究明後、発生原因に関する情報をインターネット、広報誌等を活用して、地方公共団体、消費者等に対して3日以内に提供した。 a : 3日以内に行った b : 4日以上かかった c : 行わなかった</p>	<p>○ 食品の安全性や買値のあがりや汚染等が発生した場合には、緊急調査対策委員会を設置し、対応方針を決定するとともに、必要に応じて実態調査、情報収集等により原因の究明に努め、迅速に情報提供を行うとともに、当該事件に係る相談窓口の設置等の措置を講ずる。</p>

(4) 社会的な要請等を踏まえ、食品等に含まれる微量物質の調査分析を適切に行う。

(4) 微量物質等の調査分析

(4) 微量物質等の確認に係る調査分析
農林水産省の「消費者の視点に立った安全・安

心な食料の安定供給」政
策の実施に資するため、連
農林水産省関係郵量物質
の調査分析を実施すると
ともに、調査分析業務を
適切に遂行するため、以
下の措置を講ずる。

ア 社会的な要請等に的確
かつ迅速に対応するため、確
制を整備するたため、分析
技術の習得、維持・向上と
のたため、研修を行うとと
もに、分析機器の整備及
び分精度を保証するた
め、分守・点検を定期的
に行う。

○ 高度な分析技術を有す
る微量物質等の調査分析
において、リスク管理の
実施状況の把握等に的確
かつ迅速に対応するため、
分析技術の習得、維持・
向上のための研修、維持・
分析機器の整備を計画的に
行うととともに、主要な分
析機器について、保守・点
検表を作成し、定期的な
保守点検を行う。

◇微量物質等の分析技術の習
得、維持・向上のための研修
を行った。
a：研修を行った
c：研修を行わなかった

【事業報告書の記述】
分析技術の習得、維持・向上のため、延べ430名
の職員に対し、専門技術研修、機器操作技能研
修、技術能力向上研修を94回行った。
分析機器については、平成15年度機器整備計
画に基づき新規導入又は更新を行うととともに、
各センターごとに主要な分析機器について保守
・点検表を作成し、定期的な保守点検を行った。

【その他特記事項】

専門技術研修12回のうち9回、機器操作技能
研修26回すべてを微量物質等の分析技術の習
得、維持・向上のための研修として実施した。
分析機器の保有状況調査を行い、分析機器管
理台帳を更新した。

◇全センターの分析機器の点
検整備等を計画的に行うた
め、分析機器管理台帳を作成
し、定期的な再調査を行った。
a：管理台帳を作成し、又は
定期的な再調査を行った
c：管理台帳を作成せず、又
は再調査を行わなかった

◇分析機器の整備及び分析精
度を保証するための保守・点
検を定期的に行った
a：整備、保守・点検を定期
的に行った
c：整備、保守・点検を定期
的に行わなかった

分析精度を保証するため、当センターの主要
な分析機器である高速液体クロマトグラフ質量
分析計等についてメーカーによる定期的な保守
・点検を実施した。

イ 農林水産省の関係部局
と連携し、産地段階から
消費段階にわたるため、食
品等を推進されるため、食
品等に含まれる微量物質

○ 農林水産省関係部局と
連携し、産地段階から消
費段階にわたる状況の把握に資
するたため、食品等に含ま

の調査分析を実施する。

れる以下を調査分析を実施する。
 なお、社会情勢を踏まえ、突発的な行政ニーズに対応することと柔軟に及び実施検体数等の調整を図る。
 [主な調査対象検体数及び実施予定検体数]

- ・ 残留農薬：3,300検体

◇年度計画に基づき残留農薬の調査分析を実施した。
 a：計画値の達成度は90%以上であった
 b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
 c：計画値の達成度は50%未満であった

【事業報告書の記述】
 社会的要請及び行政ニーズを踏まえ、以下の検査物質の委託調査を実施し、その結果を農林水産省関係部局に情報提供した。
 ・ 残留農薬 3,561検体
 ・ 指定外食品添加物 280検体
 ・ うち生しいたけの保存料 120検体
 ・ うち生しいたけの漂白剤 160検体
 ・ その他の食品汚染物質 (乾しいたけの臭素) 40検体

【その他特記事項】
 基準値を超えて残留農薬を検出した検体はなかった。
 達成度合：108%

- ・ 指定外食品添加物：280検体

◇年度計画に基づき指定外食品添加物の調査分析を実施した。
 a：計画値の達成度は90%以上であった
 b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
 c：計画値の達成度は50%未満であった

生しいたけ140検体から0.1~22.4ppmの漂白剤(二酸化硫黄)が検出された。(二酸化硫黄は生しいたけ中に存在することが知られている。) 達成度合：100%

- ・ その他の食品汚染物質：40検体

◇年度計画に基づきその他の食品汚染物質の調査分析を実施した。
 a：計画値の達成度は90%以上であった
 b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった
 c：計画値の達成度は50%未満であった

乾しいたけ1検体から1ppmの臭素が検出された。(乾しいたけに臭素の基準値は設定されていない。) 達成度合：100%

<p>未満であった</p> <p>◇年度計画に基づき抗生物質の調査分析を実施した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>抗生物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。</p>	<p>天然有毒物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。</p>
<p>未満であった</p> <p>◇年度計画に基づき天然有毒物質の調査分析を実施した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>天然有毒物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。</p>	<p>天然有毒物質の調査分析は、年度計画がなく業務実績がないため評価しない。</p>
<p>ウ 農林水産省の関係係部局と連携し、Codex規格として提案されている重金属等について、農林水産省関係係部局等における含有量の調査を実施する。</p> <p>○ Codexにおいて審議されている微量物質等について、農林水産省関係係部局と連携し、実態調査を実施する。</p> <p>・重金属：800検体</p>	<p>◇Codex規格として提案されている重金属等について年度計画に基づき実態調査を実施した。</p> <p>a：計画値の達成度は90%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>行政ニーズを踏まえ、国産農産物等に含まれる以下の微量物質について実態調査を実施し農林水産省関係係部局に報告した。</p> <p>・重金属 うち鉛 1,030検体 うちカドミウム 823検体 うちカドミウム 207検体</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>基準値を超えて検出した検体はなかった。カドミウムの調査分析は、Codexに提出するデータを確認するためのサンプリング方法についての予備調査を目的として、農林水産省関係係部局と連携し緊急的に行った。</p> <p>達成度合：129%</p>
<p>エ 独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等の分析を実施する。</p> <p>○ 食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等の分析の行政ニーズに対応する。なお、当該微量物質等の極めて専門的な分析技術を必要とすは、独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等の分析を実施する。</p>	<p>◇独立行政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携し、食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等について調査分析を実施した。</p> <p>a：連携し、調査分析を実施した</p> <p>c：調査分析を実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>食品等に含まれるダイオキシン類、内分沁かく乱物質（環境ホルモン）等の分析については、関係試験研究機関の調査分析計画がなかったことから調査分析を行わなかった。なお、独立行政法人食品総合研究所と連携して、アクリルアミドの分析法の改良に関する研究を実施した。</p> <p>【その他特記事項】</p>

調査分析の業務実績がなかったことから評価しない。

事例がある
(関係試験研究機関と協議した結果、調査研究を計画しなかつた年度においては評価の対象外とする。)

政法人食品総合研究所等の関係試験研究機関と連携して行う。

(5) JAS規格の定期見直し及び個別の品目について定められている品質表示基準に係る調査分析

(5) 改正JAS法によりJAS規格の定期的な見直しが法定化されたことを踏まえ、当該定期的見直しが見直しに即した消費者ニーズ等による適切なものとなるようJAS規格が定められた農林物資の調査分析を行う。
また、従来から個別の品目について品質表示基準が定められている加工食品について、当該基準の見直しを図る必要が生じた場合には、当該加工食品及び関連する食品の調査分析を行う。

ア JAS規格の定期見直しに係る調査分析に当たっては、次の調査を行う。

○ 見直しの対象となるJAS規格に係る調査分析件数：1規格当たり概ね20件以上

ア JAS規格の定期見直しに係る調査分析
JAS規格が消費者ニーズ等に即したものとすることを着目し、JAS調査会の開催状況を考慮し、品位、成分、性能その他品質について基準を内容とする規格（JAS法第2条第3項第1号の規格）については、次の品目についての調査分析を行い、JAS規格見直し意見書を作成するとともに、適切な調査分析を実施するため以下の措置を講ずる。また、生産方法についての基準を内容とする規格（JAS法第2条第3項第2号の規格）にあっては、農林水産省関係部局

と調整を図るとともに、適切な調査等を実施し、以下の措置を講ずる。緊急なお、年度内において緊急的に見直しが必要な規格がある場合には、必要に応じて実施品目の調整を図る。

- ・利用実態調査品目 10品目
- 飲食料品及び油脂 5品目
- 林産物 1品目
- 生糸 1品目
- 地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品 3品目

- ・品質実態調査品目 10品目
- 飲食料品及び油脂 2品目
- 林産物 1品目
- 生糸 1品目

- ・JAS規格見直し意見書作成品目 14品目
- 飲食料品及び油脂 3品目
- 林産物 1品目
- 生糸 1品目

(7) 生産者、製造業者、流通業者、消費者等に対するJAS規格の利用状況及び見直しの要望の調査

- JAS規格の利用状況、改正要望を把握するため、利害関係者にアンケート等による調査を行う（利用実態調査）。

◇規格見直しに係る規格の利用状況の調査を実施した。
 a : 調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった
 b : 調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった
 c : 調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった

【事業報告書の記述】
 農林水産省から調査の要請があった規格について、以下のとおりJAS規格の定期見直しに係る調査分析等を実施した。
 ・利用実態調査
 飲食料品及び油脂 24品目(86規格)
 林産物 15品目(73規格)
 生糸 5品目(9規格)
 1品目(1規格)
 地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品 3品目(3規格)
 品質実態調査 15品目(65規格)
 飲食料品及び油脂 11品目(59規格)
 林産物 3品目(5規格)
 生糸 1品目(1規格)
 ・JAS規格見直し意見書作成 17品目(44規格)
 飲食料品及び油脂 13品目(37規格)
 林産物 3品目(6規格)
 生糸 1品目(1規格)

JAS規格の利用状況、改正要望を把握するため、

<p>利害関係者に対するアンケート調査又はヒアリング調査を以下のとおり実施した。</p> <p>16品目(70規格) 消費者団体 実需者 流通業者等 製造業者等</p>	<p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から規格の利用状況を要請された86規格すべてについて、地方自治体から推薦された消費者団体及び規格に関連する事業者を対象に調査した。 達成度合：100%</p>	<p>規格見直しについて利害関係者における要望の調査を実施した。 a：調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった b：調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった c：調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった</p>	<p>a</p>
<p>利害関係者に対するアンケート調査又はヒアリング調査を以下のとおり実施した。</p> <p>16品目(70規格) 消費者団体 実需者 流通業者等 製造業者等</p>	<p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から規格の利用状況を要請された86規格すべてについて、地方自治体から推薦された消費者団体及び規格に関連する事業者を対象に調査した。 達成度合：100%</p>	<p>規格見直しに係る製品の調査分析を1規格当たり20件以上(特段の理由がある場合を除く。)行った。 a：計画値の達成度は90%以上であった b：計画値の達成度は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度は50%未満であった</p>	<p>a</p>
<p>(イ) JAS格付製品、JAS規格があるもののJAS格付を受けていない一般製品、JAS規格製品に類似している一般製品について、1規格当たり概ね20件以上の市販品調査</p>	<p>品質実態を把握するために概ね20件以上の市販品を調査する(品質実態調査)。なお、センサーにおける農林物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。</p>	<p>品質実態を把握するための市販品調査(品質実態調査)を1,154件実施した。31規格について1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施した。なお、34規格については、市場流通量が少ないため1規格当たり20件の市販品の調査は実施できなかった。</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質実態を把握するための市販品調査(品質実態調査)を1,154件実施した。31規格について1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施した。なお、34規格については、市場流通量が少ないため1規格当たり20件の市販品の調査は実施できなかった。</p>
<p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から品質実態調査を要請された65規格のうち、流通量が少ないなど特段の理由のある規格を除く31規格について、1規格当たり20件以上の調査分析を行った。 達成度合：100%</p>	<p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から品質実態調査を要請された65規格のうち、流通量が少ないなど特段の理由のある規格を除く31規格について、1規格当たり20件以上の調査分析を行った。 達成度合：100%</p>	<p>品質実態を把握するための市販品調査(品質実態調査)を1,154件実施した。31規格について1規格当たり20件以上の市販品の調査を実施した。なお、34規格については、市場流通量が少ないため1規格当たり20件の市販品の調査は実施できなかった。</p>	<p>a</p>

<p>(4) JAS規格と国際規格との整合性の調査</p>	<p>○ JAS規格と国際規格との整合性調査を実施する(国際規格整合性調査)。</p>	<p>◇規格見直しに係る国際規格との整合性調査を実施した。 a : 調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の90%以上であった b : 調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%以上90%未満であった c : 調査を実施した規格数は、見直すこととされた規格数の50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 JAS規格と国際規格の整合性を調査するため、国際規格整合性調査を36規格について行った。</p> <p>【その他特記事項】 JAS法に基づく見直しを行うことを前提として農林水産省から国際規格整合性調査を要請された36規格すべてについて、整合性調査を行った。 達成度合：100%</p>	<p>a</p>
<p>○ 上記の各調査分析結果を踏まえてJAS規格見直し意見書を作成する。なお、より消費者ニーズ等に即した意見書とするため、消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。</p> <p>○ 農林水産省が行うパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を開催する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 上記の各調査分析結果を踏まえて17品目44規格についてJAS規格見直し意見書を作成し、農林水産省関係部局へ報告した。 ・平成14年度に着手し意見書を報告した品目 1品目 ・平成15年度に着手し意見書を報告した品目 6品目 消費者団体に対する説明会を計5回開催した。 消費者団体、業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを計8回開催した。 農林水産省が行ったJAS規格の見直しに関するパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を8センターで各6回、合計48回開催した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 個別品質表示基準の利用状況、改正要望を把握するための利害関係者に対するヒアリング調査を実施した。</p>	<p>a</p>	
<p>イ 従来から個別の品目について定められている品質表示基準の見直しに係る調査分析は、次の調査を行う。</p>	<p>イ 個別品質表示基準の見直しに係る調査分析 個別品質表示基準が消費者ニーズ等に即したものであるため、農林水産省関係部局からの要請があった場合、調査分析を行い、個別品質表示基準の見直しも、適切な調査分析の実施のため以下を講ずる。</p>	<p>◇品質表示基準見直しに係る品質表示基準の利用状況の調査を実施した。 a : 調査を実施した品質表示</p>	<p>a</p>	
<p>(7) 製造業者、流通業者、消費者等に対する従来から個別の品目に於いて定められている品質表示基準</p>	<p>○ 個別品質表示基準の利用状況、改正要望を把握するため、利害関係者からアンケート等による調査</p>	<p>【事業報告書の記述】 個別品質表示基準の利用状況、改正要望を把握するための利害関係者に対するヒアリング調査を実施した。</p>	<p>a</p>	

<p>基準の見直しの要望の調査 を行う（利用実態調査）。</p>	<p>基準数は、見直すこととされた品目買表示基準数の90%以上であった b：調査を実施した品目買表示基準数は、見直すこととされた品目買表示基準数の50%以上90%未満であった c：調査を実施した品目買表示基準数は、見直すこととされた品目買表示基準数の50%未満であった</p>	<p>【その他特記事項】 農林水産省から調査を要請された「ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品目買表示基準」の1基準について、当該品目の製造業者2業者を対象に調査した。 達成度合：100%</p>
<p>○ 見直しの対象となる個別の品目について定められている品目買表示基準に 関係する調査分析件数：1基準当たり概ね20件以上</p>	<p>品質表示基準見直しに係る製品の調査分析を1品目買表示基準当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。 a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった</p>	<p>品質表示基準見直しに係る製品の調査分析を1品目買表示基準当たり20件以上（特段の理由がある場合を除く。）行った。 a：計画値の達成度合は90%以上であった b：計画値の達成度合は50%以上90%未満であった c：計画値の達成度合は50%未満であった</p>
<p>○ 従来から個別の品目について定められている品目買表示基準と国際規格との整合性の調査</p>	<p>○ 個別品質表示基準と国際規格との整合性調査を実施する（国際規格整合性調査）。</p>	<p>【事業報告書の記述】 品質表示実態を把握するための市販品調査を32件実施した。 【その他特記事項】 達成度合：100%</p>
<p>○ 従来から個別の品目について定められている品目買表示基準と国際規格との整合性の調査</p>	<p>○ 個別品質表示基準と国際規格との整合性調査を実施する（国際規格整合性調査）。</p>	<p>【事業報告書の記述】 国際規格との整合性調査については、該当する国際規格がなかったことから実施しなかった。</p>

<p>【その他特記事項】 調査を要請された品質表示基準に対応する国際規格がなく、業務実績がないため評価しない。</p>	<p>れた品質表示基準数の90%以上であった b：調査を実施した品質表示基準数は、見直すこととされた品質表示基準数の50%以上90%未満であった c：調査を実施した品質表示基準数は、見直すこととされた品質表示基準数の50%未満であった</p>	<p>上記の各調査分析を踏まえ、個別品質表示基準の見直し意見書を作成する。なお、より消費者ニーズ等に即した意見書と関係者を対象としたワークショップや関係者グループによる検討会を開催する。</p> <p>○ 農林水産省が行うパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を開催する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 見直し意見書の作成については、要請がなかったことから実施しなかった。農林水産省が行ったJAS規格の見直しに伴う個別品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を8センターで各5回、合計40回開催した。</p>
<p>（6）国際規格に我が国の意見を反映させるために必要な食品等の品質の実態調査、海外情報の収集等を行う。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 国際規格に我が国の意見を反映させるために、必要な調査分析を実施するとともに、適切なCodex規格等に係る調査分析業務の遂行のため、次に掲げる措置を講ずる。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、食品等に関する海外情報及び分析精度を確保し、維持・確認するための手法等に関する情報を収集・整理した。 農林水産省関係部局の要請により、Codex規格の作成に資するため、原料用りんご果汁中のピヒ毒（パツリン）の調査分析を216検体について実施した。</p>
<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>
<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>	<p>（6）Codex規格等に係る調査分析等 我が国の実態に即したCodex規格の作成に資するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、流通実態並びに国際規格及び各国の規格の制定、改正等に関する情報を収集、整理する。</p>

<p>◇国際的に流通している食品等の品質及び表示の実態の調査分析を実施した a：実施した c：実施しなかった</p>	<p>【その他特記事項】 Codex規格（基準値50ppm）を超えてパツリンが検出された検体はなかった。</p>	<p>a</p>
<p>○ しょうゆ及び即席めん類の分析法の妥当性確認試験に係る調査を行う。 ○ 農林水産省関係部局からの委託事業であるしょうゆ及び即席めん類のCodex提案規格案に求められる基準分析法の妥当性確認試験について、委託目的に従って適切に行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 しょうゆ及び即席めん類の分析法の妥当性確認試験のための予備試験を行った。 しょうゆの分析法の妥当性確認試験については委託目的に従って適切に行った。</p>	<p>a</p>
<p>○ Codex分析・サンプリング部会等に職員を派遣し、我が国の実態とかけ離れた分析法等に対しては意見を述べ、又は政府出席者に対して技術的な助言を行った。 a：派遣し、発言又は技術的助言を行った b：派遣したが、発言又は技術的助言を行わなかった c：派遣しなかった</p>	<p>◇Codex分析・サンプリング部会等に職員を派遣し、我が国の実態とかけ離れた分析法等に対しては意見を述べ、又は政府出席者に対して技術的な助言を行った。 a：派遣し、発言又は技術的助言を行った b：派遣したが、発言又は技術的助言を行わなかった c：派遣しなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ Codex規格の主要な部分を我が国が成す分析方法を即したものとするとともに、Codex分析・サンプリング部会等への政府からの出席者を技術面から支援するため、これからの会議に職員を派遣</p>	<p>【事業報告書の記述】 国際食品規格委員会に係る国際会議に2回、国内会議に9回、国内委員会に6回職員を派遣した。 ・第25回Codex分析・サンプリング法部会：ハンガリー（ブタベスト） ・第12回Codex食品輸出入検査認証システム部会：オーストラリア（ブリスベン） ISO/TC34（食品）の国内審議団体として、以下の活動を行った。 ・ISO/TC34に係る委員会を13回開催 ・ISO/TC34に係る国際会議に7回出席 ISO/TC34/SC12（官能検査分科会）国内審議団体となり、関係者への情報提供等を行った。</p>	<p>a</p>
<p>○ 農林水産省関係部局からの委託事業であるトレーサビリティシステムの国内外の実態調査等については、委託目的に従って適切に行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 トレーサビリティシステムの国内外の実態調査等については、委託目的に従って適切に行った。</p>	<p>a</p>

(7) (1)から(6)までにより得られた情報を適切に開示し、消費者、事業者等との食の安全・安心に関するリスコムユニケーションを推進するため、インターネット等の活用、広報誌等の発行、地方公共団体等の主催する講習会等への講師派遣、共同ワークショップ等を行うとともに、情報提供の向上を図るため、アンケート調査の実施や提供方法について効果測定を行う。

(7) 消費者等に対する情報提供
 (1)から(6)までにより得られた情報を適切に開示し、消費者、事業者等との食の安全・安心に関するリスコムユニケーションを推進するため、以下の措置を講ずる。
 ア 消費者等に対し適切な情報提供を図るための取組

(7) インターネット上を利用者から各種情報の検索が可能となるため、事業者が可能な限り、各種情報の提供を行うとともに、最新情報の更新を行い、最新情報を迅速に提供するとともに、迅速な情報提供並びに消費者等との意見交換に資するため、ホーフオム」を開催する。

(7) 消費者等に対する情報提供
 (1)から(6)までにより得られた情報を消費者、事業者等に対し適切に提供し、食の安全・安心に関するリスコムユニケーションを推進するため、以下の措置を講ずる。

○ インターネットを利用した消費者や企業からの問い合わせに対応するとともに、ホーフオムを積極的に活用し、消費者等に関する情報や消費者相談事例、プレスリリース情報等の最新の情報を提供するとともに、ホーフオム」を開催する。

◇ホーフオムページを開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。
 a：開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった
 c：開設せず、又は必要な改善を行わなかった

◇ホーフオムページ上の消費者相談事例等の最新情報を常時更新した。
 a：情報を常時（月に1回以上）更新した
 b：情報の更新頻度が低かった
 c：情報の更新をしなかった

◇プレスリリースを公表当日

【事業報告書の記述】
 食生活等に関する情報、農林水産省が発信した食品に関する情報等を速やかに掲載した。
 【ホーフオムページの主なコンテンツ】
 ・行政情報（食品表示とJAS規格）
 ・技術情報（調査研究報告）
 ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項）
 ホーフオムページ上での食の安全・安心に関する電子フォーラムを「いま、野菜は!!」というテーマで開催した。
 迅速な情報提供を行うため、品質表示に関する技術情報、特別調査に関する情報、消費者向けイベント情報等を内容とする電子メルマガを40回（配信数62,080通）配信した。

【その他特記事項】
 ホーフオムページに関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.9であった。

「センターホーフオムページ」は延べ195回(1,137件)更新し、「食の安全・安心情報交流ひろばホーフオムページ」は延べ125回（1,022件）更新した。

センターが発表した9件のプレスリリースは、

<p>中にホームページに掲載した。</p> <p>a : 達成度は90%以上であった</p> <p>b : 達成度は50%以上90%未満であった</p> <p>c : 達成度は50%未満であった</p>	<p>すべて即日ホームページに掲載した。 達成度合：100%</p>	<p>a</p>	<p>◇各種情報の中から、利用者が必要な情報を検索できるシステムを設置するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図った。</p> <p>a : 設置し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要がなかった</p> <p>c : 設置せず、又は必要な改善を行わなかった</p>
<p>a</p>	<p>平成13年度に設置した受付窓口を引き続き運営するとともに、「センターホームページ」メールマガジンを引き継ぐ形で「食の安全・安心情報交流ひろば」メールマガジンを平成15年7月に創刊した。</p> <p>ホームページ及び各種講習会等で広報に努め、平成16年3月25日に発信した37号では2,084通（センターホームページメールマガジン最終号比250%）まで増加した。</p>	<p>a</p>	<p>電子フォームの開催期間中に4,923回の閲覧等のアクセス及び20件の投稿があった。</p>
<p>a</p>	<p>◇年度計画に基づき、電子フォームを開催した。</p> <p>a : 開催した</p> <p>c : 開催しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 地方公共団体の消費生活センター等を主な対象として、広報誌「大きな目小さな目」を6回（毎回6,500部～6,000部）発行した。また、各センターにおいて地域情報紙を合計35回（18,080部）発行した。 〔広報誌の主な掲載内容〕 ・食のサイエンス、商品知識（食品等特性把握調査等）</p>	
<p>(イ) 広報誌を概ね2ヶ月に1回の割合で年6回以上発行するとともに、各種のビデオ、パンフレット等を作成する。また、電子メールマガジンを年12回以上発行する。</p>	<p>○ 広報誌を年6回発行するとともに、リスコミュニケーションに連携したビデオを1種類及びパンフレットを3種類以上作成する。なお、発行等に当たっては、広報企画委員会により、その内容をチェックする。また、地域の</p>		

<p>実情を随ままえ、各地域における地域情報提供をホームページ、地域情報提供して随時提供する。さらには、電子メールを活用していくものとする。さらに、電子メールを含む情報提供を行うため、希望者にメールマガジンを毎月2回配信するとともに、必要に応じて迅速な情報提供を行うために、臨時メールマガジンを配信する。</p>	<p>・食のQ&A（消費者相談） ・行政情報 ・迅速な情報提供を行うため、品質表示に関する技術情報、特別調査に関する情報、消費者向けイベント情報等を内容とする電子メールマガジンを40回（配信数62,080通）配信した。 ・食の安全・安心に関する啓発ビデオ「食の安全を安心に」を作成し、各センターに常備した。 以下の啓発パンフレットを作成した。 ・食の安全・安心情報交流ひろば（20,000部） ・食品の期限表示には2種類あります。（5,000部） ・食品のトレーサビリティ（5,000部）</p>	<p>【その他特記事項】 広報誌に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.1であった。 達成度合：100%</p>	<p>◇各地域センターにおいて、必要に応じ地域情報紙を作成し、配布した。 a：作成し、配布した c：作成しなかった</p> <p>◇情報提供用のビデオ及びパンフレットを作成した。 a：ビデオ及びパンフレットを作成した b：ビデオ又はパンフレットのいずれか一方を作成した c：作成しなかった</p>	<p>◇電子メールマガジンを年12回以上発信した。 a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった</p>	<p>a</p>
<p>○ 農林水産省関係部局と</p>	<p>【事業報告書の記述】</p>	<p>a</p>	<p>a</p>	<p>a</p>	<p>a</p>

連携し、必要に応じて農林水産省が行うパブリックコメントに係る説明会を開催する。

(ウ) 地方公共団体の消費生活技術面から支援する観点、農林水産省の普及啓発を図るため、地方公共団体の職員を派遣するとともに、地方公共団体の職員が主催する消費生活への出展等を行う。

○ 農林水産省の普及啓発を図るため、地方公共団体の職員を派遣するとともに、地方公共団体の職員が主催する消費生活への出展等を行う。また、小中学校等が取り組む「総合的な学習の時間」について、要請に応じ支援する。

○ 農林水産省関係部署等が主催する食料品消費者及び関係機関による消費者啓発に係る取り組み等への参加要請があった場合には、必要に応じ職員を派遣して対応する。

(エ) リスク情報の共有化及び消費者等のリスクに関する関心を把握するため、共同ワークショップ等を開催する。

(オ) 消費者からの相談に

◇地方公共団体が主催する消費者学習会へ職員を派遣した。
 a：派遣した
 c：特段の理由なく派遣しなかったことがある

◇地方公共団体が主催する消費生活展に出展した。
 a：出展した
 c：特段の理由なく出展しなかったことがある

◇年度計画に基づき、共同ワークショップ等を開催した。
 a：計画の達成度は90%以上であった
 b：計画の達成度は50%以上90%未満であった
 c：計画の達成度は50%未満であった

◇消費者相談事例集を作成す

農林水産省が行うパブリックコメントに係る説明会は、要請がなかったことから開催しなかった。

【事業報告書の記述】
 農林水産省の消費者行政施策の普及啓発を図るため、地方公共団体の職員等が主催する講習会、消費生活展等に職員を派遣するとともに、地方公共団体の職員が主催する消費生活への出展等を行うため、地方公共団体の職員が主催する消費生活への出展等を行う。また、小中学校等が取り組む「総合的な学習の時間」について、要請に応じ支援する。

【その他特記事項】
 要請に基づく学習会に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.6であった。「総合的な学習の時間」に関するアンケートを実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.8であった。

来場者に対してアンケート調査を実施し、出展内容の改善に努めた。

【事業報告書の記述】
 リスク情報の共有化及び消費者等のリスクに関する関心を把握するため、共同ワークショップ等を各センター1回以上、全国で計13回開催した。

【その他特記事項】
 共同ワークショップ等に関するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で4.2であった。

【事業報告書の記述】

切かつ迅速に対応するた
め、消費者の部屋、相談
専用電話等における対応
実績に基づき、消費者相
談事例集及びマニュアル
対応する。

農林水産省消費者の部屋、
地方農政局、消費者セ
ンター等関係機関と、緊
密な連絡を保ちつつ、処
理事例等の情報の実施
な活用、分析試験の実施
等の技術的対応を図るこ
とにより、的確かつ迅速
に処理するものとし、併
せて相談内容の傾向の解
析等を行い、その結果を
消費者啓発、調査研究等
のホームページ等に活用
する。また、あらゆる機
会を利用してセンターの
PRを努め、広く消費者に
センターの業務を知らし
めるとともに、相談専用
電話等を活用し、君在化
してきている消費者に応
える。

- 食品等の消費者被害の
救済、防止を目的として、
被害原因の分析及び評価
等研究機関の充実を
図りつつ、食品等消費者
被害相談に対応すると
ともに、講習会（消費者被
害防止講習会）の開催等
を通じて消費者、企業等
への普及啓発に努める。
- 各センターごとに設置
した「消費者の部屋」又
は「消費者コーナー」を
活用し、展示物等による
情報提供を行い、利用者
の相談等に感じるととも
に、啓発目的を明確にし
た特別展示を行う。

- 消費者の部屋、相談専
用電話、食品表示110番及
び食品表示ウオッチャー
等から得られた情報のう
ち、普遍性のある事例に

るとともに、定期的な見直し
を行い、必要に応じて改訂し
た。

- a：消費者相談事例集を作成
し、又は必要な改訂を行い、改
訂の必要性がなかった
- c：消費者相談事例集を作成
せず、又は必要な改訂を行
わなかった

消費者相談専用電話を活用するとともに、消
費生活等において消費者相談窓口を開設し、
消費者相談5,003件に対応した。

消費者相談事例集を活用し、分析試験の実施
等の技術的対応を行うことにより、的確かつ迅
速な処理に努めた。

食品等の消費者被害の救済、防止を目的とし
て被害原因の分析及び評価等研究機関の充
実を図りつつ、食品等消費者被害相談13件（消
費者相談の内数）に対応するとともに、消費者
被害再発防止のための講習会を10回開催し、
地域の実情に応じた方法による情報提供を行
うため、本部及び各地域センターに設置してい
る「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」に
おいて常設展示を行った。また、期間を定めて
食品の安全・安心等を内容とした特別展示を計
27回実施した。

本部において、さいたま新都心インフォメー
ションセンターを活用し、消費者に対する情報
提供に努めた。

「食品表示110番（フリーダイヤル）」を570
件受け付けた。また、食品の品質表示の一層の
適正化に資するため、必要に応じ表示点検業務
において確認のための調査を行うとともに農林
水産省関係部に報告した。

効果的な消費者相談対応を行うため、消費者
相談対応マニュアルの見直しを行った。また、平成
14年度の消費者相談事例集の内容を精査し、平成
14年度の相談事例を追加し、ホームページにお
いて情報提供した。

【その他特記事項】
リスクコミュニケーション手法を加えた内容
に改正した。

<p>ついでにはセンターにおける効果的な消費者相談対応を行うため、消費者相談対応マニュアル及び消費者相談事例集に活用し、その充実を図る。</p>	<p>○ 消費者対応業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、消費者相談業務に関する苦情等に係る処理を適切に行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者対応業務において苦情等の申立があった1件については、苦情処理規程類に基づき処理した。</p>	<p>a</p>
<p>○ 消費者、流通業者及び団体を対象として、JAS制度及びJAS規格の普及及び啓発のための講習会を開催する。</p>	<p>○ 消費者、流通業者等を対象に、JAS法に關する制度の仕組み及びJAS製品に係る品質等について正しく理解させるための講習会（JAS制度普及啓発講習会）を各センターごとに1回以上開催する。</p>	<p>【事業報告書の記述】 消費者、流通業者等を対象に、JAS法に關する制度の仕組み及びJAS製品に係る品質等について正しく理解させるための講習会を、「水産物加工品のJAS規格と食品」、「飲料の商品知識」と題分の簡易テスト」等について各センター1回以上、合計17回開催した。</p>	<p>a</p>
<p>○ 食品の安全性の確保のため、消費者、事業者等に対する警告、注意及び事故情報の提供並びに消費者が実施するリスクコミュニケーションへの指導、助言を行う。</p>	<p>○ 事業者が自ら行うリスクコミュニケーションの実施に對し、指導及び助言を行う。</p>	<p>【その他特記事項】 当該講習会に関するアンケート調査を実施した結果、顧客満足度は5段階評価で3.8であった。 達成度合：100%</p>	<p>a</p>
<p>○ 海外、企業等から収集したリスクに関する情報及び事故情報は、ホームページ等を活用し公開する。</p>	<p>○ 収集・整理した食品のリスクに関する情報及び事故情報をホームページ上で公開した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 センターの「食の安全・安心情報交流ひろば」ホームページ内に「事業者の取り組み」コーナーを設け、国民生活センターのホームページとリンクし公開した。</p>	<p>a</p>

提供した情報や提供方法を工夫し、測定結果を情報提供の業務において活用することによる情報提供の質の向上を図るため、次の効果測定に係る措置を講ずる。

イ 効果測定システムの構築と結果の活用
 (2) 及びアの(ウ)の講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施するとともに、広報誌等による提供情報を通じてその内容を等々評価する。顧客満足度は5段階評価で中期目標の各専業年度を通じて3.5以上を目標とする。また、提供情報の正確性、分かり易さ等の向上に資する施策について、消費者等外部の有識者を含めて専業年度に1回以上検討を行う。

○ 中期目標の期間中の各専業年度の顧客満足度：5段階評価で3.5以上

◇ 講習会及び研修会において、その内容に関するアンケート調査を実施した。
 a：適切な内容により調査を実施した
 b：一部不十分な調査を行った
 c：調査を実施しなかった

【事業報告書の記述】
 提供情報の正確性、分かり易さ等の向上に資するため、各種講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務についてアンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度は、以下のとおりであった。

各種講習会及び研修会	4.2
食生活指針普及啓発講習会	3.8
消費者行政施策普及啓発講習会	3.8
JAS制度普及啓発講習会	4.3
中央研修	4.3
プロック研修	5.0
個別研修	
講師派遣	
食生活指針普及啓発講習会	4.5
総合的学習の時間	4.8
要請に基づく講師派遣	4.6
その他の講習会講師派遣	4.0
ホームページ	3.9
広報誌	4.1

外部の有識者を委員とした消費者対応業務推進委員会を3回開催し、消費者対応業務を効果的に推進するための方策等を検討した。個別の研修ごとに研修生等に対して実施したアンケート調査の結果において、顧客満足度が3.5未満であったものについては、個別に改善策を検討するとともに、消費者対応業務推進委員会において総合的な改善策を検討し、今後の業務に反映させることとした。

【その他特記事項】

平成14年度の業務実績の評価結果を踏まえ、より深層的な顧客満足度を把握するため、必要に応じてアンケートの設問内容を変更することとした。

<p>利用者から多くの意見が得られるよう、アンケート方法の改善を行うことにより、205件(昨年度比157%)の回答を得た。</p>	<p>◇ホームページ等を通してその内容を評価するシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改善を行った。 a: 構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった c: 構築せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>◇ホームページ等を通してその内容を評価するシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改善を行った。 a: 構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった c: 構築せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>◇ホームページ等を通してその内容を評価するシステムを構築するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改善を行った。 a: 構築し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要性がなかった c: 構築せず、又は必要な改善を行わなかった</p>
<p>顧客満足度が「やや不満」、「不満」の記述があった場合には、その内容の把握を行い改善を図ることとしている。</p>	<p>◇提供情報等に関する顧客満足度が5段階評価で3.5以上であった。 a: 3.5以上であった c: 3.5未満であった</p>	<p>◇外部の有識者を含めた検討会を1回以上開催し、提供情報の向上のための改善を行った。 a: 開催し、又は必要な改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかった c: 開催せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>◇外部の有識者を含めた検討会を1回以上開催し、提供情報の向上のための改善を行った。 a: 開催し、又は必要な改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかった c: 開催せず、又は必要な改善を行わなかった</p>
<p>平成14年度の検討会の検討結果を踏まえ、食の安全・安心に関する情報提供を充実させるため、ホームページの開設等を行った。</p>	<p>◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。 a: 実施率を高くした c: 実施率を高くしなかった</p>	<p>◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。 a: 実施率を高くした c: 実施率を高くしなかった</p>	<p>◇前年度の検査において不適合率が高い品目等の実施率を前年度に比べて高くした。 a: 実施率を高くした c: 実施率を高くしなかった</p>
<p>指標の総数 : 50 評価aの指標数 : 49 × 2点 = 98点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 1 × 0点 = 0点 合計 : 98点 (98/100=98%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成14年度の検査において、不適合率が高い乾しいたけ等について農林水産省関係部局と連携して重点的に調査を実施した。</p>	<p>【その他特記事項】 チルドぎょうざ類、凍豆腐、乾燥わかめ及びび</p>	<p>【その他特記事項】 チルドぎょうざ類、凍豆腐、乾燥わかめ及びび</p>
<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>	<p>2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導</p>

<p>通している加工食品を買上げて行う検査（加工食品検査）を行う。なお、表示監視業務を的確に行うため、それぞれ以下の措置を講ずる。</p>	<p>この場合、検査を効率的に行うため前年度の検査において不適合率が高い品目等について重点的に行う。</p>	<p>買っている加工食品を買上げて行う検査（加工食品検査）を行う。なお、表示監視業務を的確に行うため、それぞれ以下の措置を講ずる。</p>	<p>【事業報告書の記述】 産地判別等のための検査及び農林水産省と連携した表示に係る特別調査として、生鮮食品の検査を1,553件実施した。 生鮮食品の検査 ・産地判別等のための検査 1,553件 ・平成15年産新米の品質表示に係る特別調査 251件 ・平成15年産新米の品質表示に係る特別調査 997件 ・「和牛」表示に係る牛肉の表示特別調査 305件</p>
<p>ア 生鮮食品検査 ○ 生鮮食品検査は、実態調査が必要な場合に商売業者等の専業形態、地域パラン等を勘案して、調査店舗を選定することとし、産地等を確認のため買上検査を各専業年度300件以上行う。</p>	<p>◇産地の確認等のため買上検査を300件以上実施した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>ア 生鮮食品検査 ○ 生鮮食品検査は、実態調査が必要な場合に商売業者等の専業形態、地域パラン等を勘案して、調査店舗を選定することとし、産地等を確認のため買上検査を各専業年度300件以上行う。</p>	<p>【その他特記事項】 「新米」表示及び「和牛肉」表示の特別調査において、精米の鮮度判定試験及びDNA分析による和牛肉の品種鑑別を実施した。 達成度合：514%</p>
<p>○ 無農薬栽培農産物等の表示の整合性の確認のため、小売店における無農薬栽培農産物等の表示実態を点検し、特別栽培農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行った。 a：点検し、確認分析を行った c：点検、確認を行わなかった</p>	<p>◇特別栽培農産物に係る表示の整合性及び表示の整合性の確認分析の結果、登録保留基準で使用が認められていないもの1件を含め7件から残留農薬が検出されたため、農林水産省に報告した。食品表示110番の情報を活用し、有機の表示がされた農産物2件について調査した結果、2件とも表示が不適正であった。</p>	<p>○ 無農薬栽培農産物等の表示の整合性の確認のため、小売店における無農薬栽培農産物等の表示実態を点検し、特別栽培農産物（無農薬栽培に限る。）の表示の整合性の確認分析を行った。 a：点検し、確認分析を行った c：点検、確認を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 無農薬栽培農産物等の表示の整合性の確認のため52件の農産物を買って残留農薬の分析を行った。その結果、登録保留基準で使用が認められていないもの1件を含め7件から残留農薬が検出されたため、農林水産省に報告した。食品表示110番の情報を活用し、有機の表示がされた農産物2件について調査した結果、2件とも表示が不適正であった。 【その他特記事項】 有機塩素系、有機リン系、カルバマート系、ピレスロイド系、含窒素系の計5系統の農薬を分析した。</p>
<p>○ 生鮮食品の買上件数：各専業年度300件以上</p>	<p>◇表示の点検及び表示の整合性の確認分析の結果に基づき必要に応じて、生産者及び販売業者等に対し普及啓発を行った。 a：必要に応じて普及啓発を</p>	<p>○ 生鮮食品の買上件数：各専業年度300件以上</p>	<p>農薬が検出された野菜7件の生産者等に対して特別栽培農産物表示ガイドラインによる表示等の普及啓発を行った。</p>

<p>○ 加工食品の品質表示基準の検査件数：各事業年度5,000件以上</p>	<p>イ 加工食品の品質表示基準の検査については、新設された加工食品の品質表示基準及び中期品質表示基準の見直しが行われた期間中に重点を置き、製造業者等の事業規模、地域バランス等を対象として、5,000件以上実施する。</p>	<p>イ 加工食品検査 ○ 加工食品検査は、標榜期間中に行われた加工食品の品質表示基準の見直しが行われた期間中に重点を置き、製造業者等の事業規模、地域バランス等を対象として、5,000件以上の検査を実施するとともに、必要に応じて食品の安全性、細菌類等の食品の製造者等に対する検査を行う。</p>	<p>◇ 加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>◇ 加工食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を対象として選定した。 a：バランス等を勘案して選定した c：バランス等を勘案して選定しなかった</p>	<p>◇ 検査の結果に基づき、必要</p>
<p>行った c：必要であるにもかかわらず普及啓発が行われなかった事例があった</p>	<p>◇ 加工食品の品質表示基準の検査については、新たに品質表示基準が定められた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品に重点を置き対象食品を選定した。 a：新たに品質表示基準が定められた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の品目を重点的に選定した c：新たに品質表示基準が定められた加工食品及び中期目標の期間中に品質表示基準の見直しが行われた加工食品の品目を重点的に選定しなかった</p>	<p>◇ 加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>◇ 加工食品の品質表示基準の検査を5,000件以上実施した。 a：計画値の達成度は100%以上であった b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>◇ 加工食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を対象として選定した。 a：バランス等を勘案して選定した c：バランス等を勘案して選定しなかった</p>	<p>◇ 検査の結果に基づき、必要</p>
<p>a</p>	<p>【事業報告書の記述】 加工食品の検査は、既存の品質表示基準製品以外の加工食品に重点を置き、過去の調査結果、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案するとともに食品表示110番等の情報を活用し、5,135件実施した。その結果、624件については表示が不適正であった。 有機農産物加工食品又はこれと紛らわしい名称の表示に関する調査を28件について実施した。その結果、11件については表示が不適正であった。 遺伝子組換え表示対象外の食品に遺伝子組換え表示がある加工食品11件について調査を実施した。その結果、6件については表示が不適正であった。</p>	<p>【その他特記事項】 新たに品質表示基準が定められた加工食品等の品目を重点的に選定した。 年度計画5,000件に対し、5,135件の検査を実施し、うち農林水産省と連携してうなぎ加工品及び乾しいたけの原料原産地表示に係る特別調査を232件実施した。 達成度合：102%</p>	<p>a</p>	<p>b</p>	<p>検査の結果に基づき、品質表示基準に不適合</p>

<p>に応じて製造業者等に対し指導を行った。</p> <p>a：必要に応じて指導を行った</p> <p>c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>な事項が認められた624件について、製造業者等に対し指導を行った。</p>	<p>品質表示基準の検査対象品である加工食品の購入に併せて、小売店の店頭において有機農産物加工食品又はこれと紛らわしい名称を表示している製品28件について、「有機原材料使用」等の表示の適正性を確認するために購入し、製造業者等への問い合せ及び必要書類の確認を行った。</p>	<p>a</p>
<p>◇検査を効率的に行うため、加工食品の品質表示基準の検査時に、有機農産物加工食品（格付の表示を付しているものを除く。）又はこれと紛らわしい名称の表示をしていない製品に対する検査を併せて行った。</p> <p>a：検査を行った</p> <p>c：検査を行わなかった</p>	<p>有機農産物加工食品と紛らわしい表示をしている製品の検査を行った結果、不適切な表示が認められた11件について、販売業者等に対し指導を行った。</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて販売業者等に対し指導を行った。</p> <p>a：必要に応じて指導を行った</p> <p>c：必要であるにもかかわらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>a</p>
<p>ウ 遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案して対象製品を選定し、各事業年度に300件以上実施する。</p> <p>ウ 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換え確認分析は、製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案して368件実施した。</p> <p>○ 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換えDNAが検出されたもの等162件（うち、1件は分別生産流通管理の調査での原料確認に伴うもの）のうち、159件について分別生産流通管理の調査を行った。その結果、不適切な管理が認められたものはなかった。なお、分別生産流通管理の調査未了2件については、平成16年度に引き継ぎ調査を行うこととしている。</p> <p>○ 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理の適正な実施に疑義があった場合には、製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の状況等の調査を行う。</p>	<p>【事業報告書の記述】 遺伝子組換え確認分析は、製造業者等の事業規模、地域パランス等を勘案して368件実施した。 遺伝子組換え確認分析の結果、遺伝子組換えDNAが検出されたもの等162件（うち、1件は分別生産流通管理の調査での原料確認に伴うもの）のうち、159件について分別生産流通管理の調査を行った。その結果、不適切な管理が認められたものはなかった。なお、分別生産流通管理の調査未了2件については、平成16年度に引き継ぎ調査を行うこととしている。 また、平成14年度に実施した遺伝子組換え食品の検査のうち、分別生産流通管理の調査未了20件について、調査を実施した。その結果、不適切な管理が認められたものはなかった。</p>	<p>a</p>	

<p>【その他特記事項】 年度計画350件に対し、368件の検査を実施した。 遺伝子組換え食品に対する消費者の不安に対応するため、前年度に引き継ぎ年度計画を350件とした。 達成度合：105%</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域ハランズ等を勘案して対象製品を選定した。 a：ハランズ等を勘案して選定した o：ハランズ等を勘案せずに選定した</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。 a：必要に応じて指導を行った o：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>【事業報告書の記述】 表示監視業務の実施において、農林水産省関係部局と連携し、以下の重点調査を行った。 ・うなぎ加工品の原料産地調査 ・乾しいたけの産地表示に係る追跡確認調査 ・平成15年度新米の品質表示に係る特別調査 ・「和牛」表示に係る牛肉の表示特別調査 検査分析精度の確保及び統一の指導を行うため、各センターの表示指導担当職員を対象に、乾しいたけの産地判別に係る研修を行った。 農林水産省関係部局からの技術支援等の要請があった9件について対応した。なお、都道府県からの要請はなかった。 生鮮食品の検査のうち、有機農産物又はこれと紛らわしい名称の表示の検査における不適正表示が認められた2件については、販売者等に対し文書による指導を実施した。</p>
<p>【その他特記事項】 年度計画350件に対し、368件の検査を実施した。 遺伝子組換え食品に対する消費者の不安に対応するため、前年度に引き継ぎ年度計画を350件とした。 達成度合：105%</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の品質表示基準の検査については、製造業者等の事業規模、地域ハランズ等を勘案して対象製品を選定した。 a：ハランズ等を勘案して選定した o：ハランズ等を勘案せずに選定した</p>	<p>◇検査の結果に基づき、必要に応じて製造業者等に対し指導を行った。 a：必要に応じて指導を行った o：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>検査共通 業務を行うに 農林水産省 関係部局と連携し、行政 二一を踏まえて調査し、各セ 必要に応じて調査し、各セ 実施期間を設定し、実施する ンターで一斉に実施の 等効率的な検査の実施に 努める(重点調査)。また、 検査分析精度の確保及び 統一の指導を行うため、 検査対象品に係る流通 実態を整理・把握すると とも、必要に応じて検査 実施業務担当の見方 統一を開催し、産地識 別又は疑義表示等に対す</p>

- 知見を高める。農林水産省又は都道府県が行う当該検査又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り積極的に応じる。
- 検査の結果及び食品表示110番等により受け付けられた各種情報に基づく周辺調査等により不適正な表示等を認められた場合には、産者又は販売業者等に対し早期に改善を行う。指導又は啓発を行うに当たっては、農林水産省関係部局及び地方公共団体等と連携して行う。

- 表示監視業務を行う機関として対外的な信頼性を確保するため、表示監視業務に関する内部監査を行うとともに苦情等に係る処理を適切に行う。

生鮮食品検査・指導等件数

検査	検査		指導		改善	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
生鮮食品検査	1,553		2	2	2	2
産地判別等のための検査	251		2	2	2	2
無農薬栽培農産物	52		0	0	0	0
有機の表示がされた農産物	2		2	2	2	2
それ以外の生鮮食品	197		0	0	0	0
新米の品質表示に係る特別調査	997		0	0	0	0
「和牛」表示に係る牛肉の特別調査	305		0	0	0	0

加工食品の検査の結果及び食品表示110番等により受け付けられた各種情報に基づく周辺調査等により不適正な表示等が認められたもの624件については、製造業者、生産者又は販売業者等に対し、不適正な表示等を早期に改善するよう、文書による指導を行った。なお、改善未了については、平成16年度に改善報告を受ける予定である。

加工食品検査・指導等件数

検査	検査		指導		改善	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
加工食品検査	5,135		624	536		
有機の表示がされた農産物	26		11	11		
遺伝子組換え表示対象外の食品遺伝子組換え表示	11		6	6		
遺伝子組換え食品表示	368		0	0		
それ以外の加工食品	4,728		607	519		

JAS規格の定期見直しに係る調査分析等において不適正な表示が認められたもの59件についても製造業者等に対し文書による指導を実施した。表示監視業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、表示監視業務に関する内部監査を行った。表示監視業務においては、苦情等の申立はなかった。

【その他特記事項】

加工食品の検査において指導した624件のうち、改善が未了である88件については、引き続き

当該製造業者等を指導し、早期の改善に努めている。

(2) 国際標準（ISO）に基
づく審査機関としての業
務執行体制を整備し、登
録認定機関及び登録格付
機関（以下「登録認定機
関等」という。）の登録
及び登録の更新並びに
登録後における技術上の
調査を適正に行う。

(2) 登録認定機関等に対す
る技術上の調査

7 農林水産大臣が、登録
認定機関及び登録格付機
関（以下「登録認定機関
等」という。）の登録及び
登録の更新並びに手数料
の額、業務規程を認可す
るに当たって、独立行政法
人農林水産消費技術セ
ンター（以下「センター」
という。）は、その有する
専門的知見を活用して、登
録等の申請の審査に係
る技術上の調査を行う。

(2) 登録認定機関等に対す
る技術上の調査
（JAS規格制度監視業務）

7 登録認定機関等に対す
る登録等調査
農林水産省関係部局か
らの要請による登録認定
機関及び登録格付機関（以
下「登録認定機関等」と
いう。）並びに登録外国認
定機関及び登録外国格付
機関の登録及び登録の更
新並びに手数料の額、認
定業務規程及び格付業務
規程の認可（以下「登録
等」という。）に関する技
術上の調査及び指導（以
下「登録等調査」という。）
を行うとともに、その結
果を速やかに報告する。
なお、適切な登録等調査
業務の遂行のため、次に
掲げる措置を講ずる。

○ 登録等調査は、登録等
要件の確認のため、事業
所の調査を行うほか、登
録後の登録認定機関等に
よる認定又は格付の実施
状況の確認のための調査を
行う。

○ 登録等調査結果の公平
性、信頼性を確保するた
め、当該登録等調査を行
った者を除く職員で構成
する技術委員会を開催し、
最終的な農林水産省関係
部局への報告に関する登
録等調査結果を判定する。
○ 登録認定機関等ごとに
別に定める調査チームを
する職員

◇登録等の申請の審査に係る
技術上の調査を行った。

a：調査を行った
c：調査を行わなかった

【事業報告書の記述】

農林水産省関係部局の要請に基づき、以下の
登録認定機関等の登録、手数料及び業務規程の
認可に係る技術上の調査を実施し、農林水産省
関係部局へ報告した。

登録認定機関等の登録等調査

	新規	変更
登録認定機関	登録調査	9 72
	手数料調査	9 12
	業務規程調査	9 36
登録外国認定機関	登録調査	5 1
	手数料調査	5 0
	業務規程調査	5 0
登録格付機関	登録調査	0 0
	手数料調査	0 8
	業務規程調査	0 29
計	登録調査	14 73
	手数料調査	14 20
	業務規程調査	14 65

平成15年度に登録され、認定業務を開始した
登録認定機関2機関について認定業務の実施状
況確認のための調査を行った。

登録等調査の公平性、信頼性を確保するため、
新規の登録、手数料の認可、業務規程の認可に
係る技術上の調査については、案件ごとに技術
委員会を開催した。

適切な登録等調査業務の遂行のため、調査資
格を有する職員により調査チームを編成すると
ともに、常時調査の進捗状況を把握した。

【その他特記事項】

平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に
業務改善を行った。

◇登録等の申請の審査に係る
技術上の調査が適正であるこ
とを検証するため、内部監査
を1回以上実施した。

a：内部監査を実施した
c：内部監査を実施しなかつ

<p>編成して対応するとともに、進捗状況を常に把握する。</p>	<p>た</p> <p>◇登録等の申請の審査に係る技術上の調査について、センターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。</p> <p>a：苦情処理委員会を設置・運営した</p> <p>c：苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>a</p> <p>苦情等の申し立てはなく、苦情処理委員会の開催実績はなかったが、苦情処理委員会を常時設置し、当該業務に係る苦情等に対して対応できる体制を維持した。</p>
<p>イ</p> <p>登録認定機関等に対する監査</p> <p>登録認定機関等の認定業務又は格付業務の実施体制が適正かを確認するための登録認定機関等に対する技術上の調査及び指導（以下「監査」という。）を行うとともに、適切な監査業務の遂行のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>なお、監査は、登録認定機関等の認定又は格付を行う事業所における調査（以下「事業所調査」という。）のほか、(4)に定める立会調査及び格付品調査と連動して行うものとする。本年度の監査対象機関数（平成15年3月27日までに登録された機関）は、以下のとおり。</p> <p>〔登録認定機関〕</p> <p>飲食料品：16機関</p> <p>一般材、押角、耳付材、合板、単板及び床板：3機関</p> <p>地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工品：70機関</p> <p>〔登録格付機関〕</p> <p>飲食料品及び油脂：16機関</p> <p>その他の農林物資：2機関</p>	<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査を確実に実施するため、毎年度当初に実施計画を定め進捗管理を行った。</p> <p>a：実施計画を定め進捗管理を行った。</p> <p>c：進捗管理を行わなかった。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>登録格付機関に対して各1回実施した。(1機関は年度途中に格付業務を廃止)</p> <p>・ 飲食料品及び油脂 15機関(138事業所)</p> <p>・ 林産物 2機関(95事業所)</p> <p>計 17機関(233事業所)</p> <p>【その他特記事項】</p> <p>平成14年度に実施された食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく指摘を踏まえ、登録格付機関についても対象登録格付機関の監査計画を策定し、各センターごとに進捗管理を行う。その結果、各センターが実施した監査における調査未実施項目の有無について確認したところ、各センターとも未実施項目はなかった。</p> <p>達成度合：100%</p>
<p>イ</p> <p>登録後における技術上の調査の回数：機関毎に各事業年度1回以上</p>	<p>◇登録格付機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。</p> <p>a：計画値の達成度合は100%以上であった</p> <p>b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p> <p>g：計画値の達成度合は70%未満であった</p> <p>◇登録格付機関の事業所調査開始後30日以内に当該機関及び農林水産省へ調査結果を通知した。</p>	<p>a</p> <p>登録格付機関17機関すべてについて、事業所調査開始後30日以内に調査結果を通知した。</p> <p>達成度合：100%</p>

○ 監査は登録要件の適合状況等について、全ての登録認定機関等について1回以上行う。また、農林水産省関係部局における登録外国関係認定機関の監査について、農林水産省関係部局からの調査協力要請に応じる。

○ 事業所調査において、通正でない事項を認められた場合には、当該登録認定機関等に対して是正のための指導を行う。なお、調査結果については、速やかに農林水産省関係部局へ報告するとともに、是正のための指導に伴う登録認定機関等の改善状況についても速やかに把握し、農林水産省関係部局へ報告する。

○ 登録認定機関等ごとに、その規模が異なるため、監査の認定機関等ごとと、監査の計画（監査計画）を作成し、計画的に行うとともに進捗状況を常に把握する。

a : 30日以内に通知した件数が90%以上であった
 b : 30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった
 c : 30日以内に通知した件数が50%未満であった
 (注: 日数は実労働日数)

◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。
 a : 必要に応じて指導を行った
 c : 必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった

◇登録格付機関に対する技術上の調査が通正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。
 a : 内部監査を実施した
 c : 内部監査を実施しなかった

◇登録格付機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。
 a : 苦情処理委員会を設置・運営した
 c : 苦情処理委員会を設置しなかった

◇登録認定機関に対する技術上の調査を確実に実施するため、毎年度当初に実施計画を定め、進捗管理を行った。
 a : 実施計画を定め進捗管理を行った。
 c : 進捗管理を行わなかった。

a

調査結果に基づき、5機関に対して指導を行った。
 指導に当たっては、文書指導の要否及び指導内容について本部に設置した技術委員会で審議した。

a

平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

a

苦情等の申し立てはなく、苦情処理委員会の開催実績はなかったが、苦情処理委員会を常時設置し、当該業務に係る苦情等に対し立って対応できる体制を維持した。

a

【事業報告書の記述】
 登録認定機関に対する監査を以下のおり86機関に対して87回実施した。(3機関は年度途中に認定業務を廃止)
 ・飲食料品及び油脂 16機関(16事業所)
 ・林産物 3機関(10事業所)
 ・有機炭産物等 67機関(67事業所)
 (注: この他臨検監査1回実施)
 計 86機関(93事業所)

ウ 農林物資の品質管理及び品質表示に関する登録認定機関に對する技術上の調査を全年度に1回以上行い、必要に応じて是正のための指導を行う。

農林水産省における登録外国認定機関の監査については、農林水産省関係係部局からの調査協力要請に適切に対応した。

・林産物

5機関（5事業所）
登録認定機関等に対する監査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた64機関（登録認定機関に係るもの59機関、登録格付機関に係るもの5機関）については、是正するよう文書で勧告した。

登録認定機関等ごとに監査の計画（監査計画）を作成し、計画的に行うとともに進捗状況を常に把握した。

【その他特記事項】

平成14年度に実施された食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく指摘を踏まえ、対象登録認定機関の監査計画を策定し、各センターごとに進行管理に基づく進行管理を行った。その結果、各センターが実施した監査における調査未実施項目の有無について確認したところ、各センターとも未実施項目はなかった。

◇登録認定機関に対する技術上の調査を全機関について1回以上行った。

- a：計画値の達成度は100%以上であった
- b：計画値の達成度は70%以上100%未満であった
- c：計画値の達成度は70%未満であった

◇登録認定機関の事業所調査開始後30日以内に当該機関及び農林水産省へ調査結果を通知した。

- a：30日以内に通知した件数が90%以上であった
- b：30日以内に通知した件数が50%以上90%未満であった
- c：30日以内に通知した件数が50%未満であった
（注：日数は実労働日数）

達成度合：100%

登録認定機関延べ87機関のうち80機関については、事業所調査開始後30日以内に調査結果を通知した。

達成度合：92%

<p>◇調査の結果に基づき、必要に応じて是正のための指導を行った。 a：必要に応じて指導を行った c：必要であるにも関わらず指導を行わなかった事例があった</p>	<p>調査結果に基づき、59機関に対して指導を行った。 指導に当たっては、文書指導の要否及び指導内容について本部に設置した技術委員会で審議した。</p>
<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査が適正であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 a：内部監査を実施した c：内部監査を実施しなかった</p>	<p>平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。</p>
<p>◇登録認定機関に対する技術上の調査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。 a：苦情処理委員会を設置・運営した c：苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録等調査及び監査業務において苦情等の申立があった2件については、苦情処理規程類に基づき処理した。 【その他特記事項】 申立があった2件は申立者の理解不足等によるものであったため、申立者の了承の上で、苦情としなかった。</p>
<p>ウ 登録等調査及び監査に係る信頼性の確保 登録等調査及び監査の信頼性を確保するため、以下の措置を講ずる。 ○ 国際標準であるISOガイド61及び65等の考え方に基つき規程類及び業務執行マニュアルを必要に応じて見直す。</p>	<p>◇ISOガイド61及び65等の考え方を取り入れた審査・監査規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a：作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c：作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p> <p>【事業報告書の記述】 登録認定機関等に対する登録等調査及び監査を適切に行うため、当該業務に関する各規程類の見直しを行った。 登録等調査及び監査業務を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、当該業務についての内都監査を実施した。 【その他特記事項】 平成15年度に登録等調査・監査関係規程等を以下のとおり制定又は改正した。 ・登録認定機関等登録等調査・監査規程 改正</p>
<p>エ 登録認定機関の認定業務と国際標準との整合性を及び技術的確性を確保するため、国際標準であるISOガイド61及び65等の考え方を導入し、登録認定機関に対して適切な指導を行うとともに、職員の技術力の向上を図るため、業務執行マニュアルを作成する。</p>	

<p>○ 登録等調査及び監査を行う機関としての対外的な信頼性を確保するため、登録等調査及び監査に関する内部監査を行うとともに苦情等に係る処理を適切に行う。</p>	<p>◇登録認定機関に対する指導が審査・監査規程等に基づき適切に行われていることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。 a: 内部監査を実施した c: 内部監査を実施しなかった</p>	<p>登録認定機関等登録等調査細則 登録認定機関等監査細則 技術委員会設置・運営要領 登録認定機関等調査及び監査に係る調査員等の資格基準について 調査員研修実施要領</p> <p>平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。</p>	<p>改正 改正 改正 改正 制定</p>
<p>○ 国際標準に基づく審査のための有資格者の養成 : 中期目標の期間中に8名以上</p>	<p>◇職員の調査技術力の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>平成15年度に業務執行マニュアルを以下のとおり制定又は改正し、職員に周知徹底した。 登録認定機関等監査マニュアル 制定 格付品調査マニュアル 制定 登録認定機関・登録外登録機関の登録審査に係る農林水産消費技術センターが行う技術上の調査の事務処理マニュアル 改正</p>	<p>a</p>
<p>○ 国際標準に基づき有資格者の養成 : 中期目標の期間中に8名以上</p>	<p>◇国際標準に基づき有資格者としてISO9000の審査員補の有資格者を2名程度養成した a: 2名以上養成した c: 1名以下しか養成しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 (財)日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員補研修へ職員を派遣し、4名のISO9000の審査員補の有資格者を養成した (総数14名)。</p> <p>【その他特記事項】 ISO9000審査員補資格は、センターの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行う上でも、対外的な信頼が得られる資格であることから、</p>	<p>a</p>
<p>○ 技術上の調査によるデータの均質化及び質の向上を図るため以下の措置を講ずる。 (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、(財)日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員補の育成を講ずる。</p>	<p>○ 職員の技術水準の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>職員の技術水準の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>○ 技術上の調査によるデータの均質化及び質の向上を図るため以下の措置を講ずる。 (7) 職員技術研修計画に基づき、(財)日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修を受講させ、(財)日本規格協会品質システム審査員評価登録センター審査員補の育成を講ずる。</p>	<p>○ 職員の技術水準の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>職員の技術水準の向上を図るため、登録認定機関の調査指導に関する業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>

<p>本年度は前年度に引き続き4名の有資格者を養成した。</p>	<p>○ 登録等調査及び監査等の業務実施のための資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査及び監査技術の維持・向上を図るための内部研修を実施する。</p>	<p>◇ 技術上の調査を行う職員の資格規程を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは検討の結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>(4) 技術上の調査を行う職員は、資格規程を満たす職員を養成するため、職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p>	<p>○ 登録申請等に係る手続きの迅速化 登録認定機関等の登録及び登録の更新並びに認定手数料の額、格付業務規程に際しては、技術上の調査に当たっては、調査要請受理後30日以内に農林水産省に報告するため、案件毎に責任者を指名して責任者に調査計画の作成及び進行管理を行うこと等を実施する。</p>	<p>◇ 職員技術研修計画に基づきISO等に関する研修を開催し、調査担当職員に定期的な受講を義務付け、必要な教育を行った。 a: 研修を開催し、必要な教育を行った c: 研修を開催せず、又は必要な教育を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>(3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に当たっては、当該申請に係る標準処理期間中に完了することができるよう迅速に行う。 ○ 農林水産省からの調査要請受理後報告するまでの目標期間：30日以内</p>	<p>○ 登録申請等に係る手続きの迅速化 登録認定機関等の登録等調査を標準処理期間(農林水産省が当該申請を受付け付けてから登録等するまでの期間)であって3月中に終了するため、以下の措置を講ずる。 ○ 農林水産省関係部局の要請を受け付けた後、報告するまでの期間を、平日で30日以内に行う。 ○ 平成13年度に策定した実施要領を必要に応じて改訂するとともに、職員への周知徹底を図る。 ○ 調査チームによる登録等調査の状況を定期的な報告させ等進捗状況の管理を行う。</p>	<p>◇ 調査実施要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>本年度は前年度に引き続き4名の有資格者を養成した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 登録等調査及び監査等の業務に係る担当職員の見直しを図るため、職員技術研修中期計画及び年度計画に基づき90名の職員に対し調査員内部養成研修を9回実施した。 【その他特記事項】 「登録認定機関等登録等調査に係る調査員等の資格基準について」について、センターの改組、内部監査の結果等を踏まえて改正した。 調査担当職員に対しては、調査員内部研修の受講を3年に1回以上義務付けている。</p>	<p>◇ 調査実施要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>(3) 登録認定機関等の登録及び登録の更新に当たっては、当該申請に係る標準処理期間中に完了することができるよう迅速に行う。 ○ 農林水産省からの調査要請受理後報告するまでの目標期間：30日以内</p>	<p>○ 登録申請等に係る手続きの迅速化 登録認定機関等の登録等調査を標準処理期間(農林水産省が当該申請を受付け付けてから登録等するまでの期間)であって3月中に終了するため、以下の措置を講ずる。 ○ 農林水産省関係部局の要請を受け付けた後、報告するまでの期間を、平日で30日以内に行う。 ○ 平成13年度に策定した実施要領を必要に応じて改訂するとともに、職員への周知徹底を図る。 ○ 調査チームによる登録等調査の状況を定期的な報告させ等進捗状況の管理を行う。</p>	<p>◇ 調査実施要領を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改正を行った。 a: 作成し、又は必要な改正を行い、若しくは見直しの結果、改正の必要性がなかった c: 作成せず、又は必要な改正を行わなかった</p>	<p>a</p>

<p>a : 30日以内に回答した件数が90%以上であった b : 30日以内に回答した件数が50%以上90%未満であった c : 30日以内に回答した件数が50%未満であった (注: 日数は実労働日数)</p>		<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 登録認定機関等の監査に係る認定製造業者等の立会調査を385件(登録認定機関に係るもの381件、登録格付機関に係るもの24件)実施した。 登録認定機関等の監査に係る認定製造業者等の立会調査の結果、不適正な事項があった62件(登録認定機関に係るもの61件、登録格付機関に係るもの1件)については、登録認定機関等</p>
<p>(4) 登録認定機関により認定された製造業者及び生産工程管理者が行う格付指導並びに登録認定機関の指し示す格付が適切に行われているか否かを確認するため、認定製造業者の調査及びJASマークの付され農林物資の検査</p>	<p>(4) JASマークの付された農林物資の検査</p> <p>(4) 立会調査及び格付品調査 登録認定機関等に対する監査に資するため、登録認定機関が適正に認定業務を行っているかを確認するための認定等の業務実施現場に立ち会って登録格付機関が適正に格付業務(試料の抽出等)を行っているか確認するたつて行う実施状況調査(以下「立会調査」という。) 並びに登録認定機関が適正に認定製造業者等に対する監査を実施しているかを確認するたつて登録格付品調査(以下「格付品調査」という。)を行う格付品調査(以下「格付品調査」という。)を行う格付品調査(以下「格付品調査」という。)を行う格付品調査(以下「格付品調査」という。) 登録認定機関等のごとの立会調査実施件数は、別に定める立会調査実施基準に基づき算出し、本年度は合計以下の件数を目標に実施する。 ・立会調査350件以上</p>	<p>◇認定製造業者等に対する調査を350件以上実施した。 a : 計画値の達成度は100%以上であった b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった c : 計画値の達成度は70%未満であった</p> <p>○ 登録認定機関等のごとの立会調査実施件数は、別に定める立会調査実施基準に基づき算出し、本年度は合計以下の件数を目標に実施する。 ・立会調査350件以上</p> <p>ア 登録認定機関による指導及び登録格付機関が行われているか否かを確認するため、認定製造業者等に対しては各事業年度に350件以上行う。</p>

<p>に対して文書により是正勧告した。</p> <p>【その他特記事項】 指導した62件については、関係する登録格付機関等に対する技術上の調査時に改善状況を確認しており、すべて適正に改善されていることを確認した。 達成度合：110%</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 登録認定機関等の業務が適切に行われているかを確かを確認するためのJAS製品の検査については、地域パランス等を勘案して890件（登録認定機関に係るもの880件、登録格付機関に係るもの10件）実施した。 登録認定機関等の業務が適切に行われているかを確かを確認するためのJAS製品検査の結果、不適正な事項があった51件（すべて登録認定機関に係るもの）については、登録認定機関に対して、文書により是正勧告した。</p> <p>【その他特記事項】 品目ごとの登録格付機関等の事業所の所在地、JAS製品の格付状況、製造業者の生産規模、地域パランス等を勘案して対象食品を選定した。</p>	<p>a</p> <p>指導した51件については、関係する登録認定機関に対する技術上の調査時に改善状況を確認しており、すべて適正に改善されていることを確認した。 達成度合：127%</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省関係事務局からの要請及び表示110番等の情報提供により、認定製造業者等に対する調査を70件、格付品等の調査分析を5件行った。</p>
<p>◇JAS製品の検査については、製造業者等の事業規模及び地域パランス等を勘案して対象製品を選定した。 a：パランス等を勘案して選定した c：パランス等を勘案せずに選定した</p>	<p>○ 登録認定機関等ごとの格付品調査実施件数は、登録格付機関の格付品数量又は登録認定機関の事業所ごとの登録認定製造業者の数量及びその格付品数量を勘案して算出し、本年度は合計で以下の件数を目標に実施する。 ・格付品調査700件以上 ○ 立会調査及び格付品調査の結果については、登録認定機関等へ通知する事項とともに、適正でない事項を認められた場合には、是正状況を確認する。</p>	<p>◇JAS製品の検査を700件以上実施した。 a：計画値の達成度合は100%以上であった b：計画値の達成度合は70%以上100%未満であった c：計画値の達成度合は70%未満であった</p>	<p>○ 農林水産省関係事務局からの要請及び表示110番等の情報提供により、認定製造業者等に対する調査（格付品等の調査を含む。）の必要が生じた場合には、適切に対応する。</p>
<p>イ 登録認定機関の認定業務や登録格付機関の格付業務が適切に行われているかを確かを確認するためのJAS製品の検査については、製造業者等の事業規模及び地域パランス等を勘案して対象製品を選定することとし、各事業年度に700件以上実施する。</p> <p>○ 検査件数：各事業年度700件以上</p>	<p>○ 外部の有識者を含めて指導</p>	<p>(5) 食品等の販売業者、製</p>	<p>(5) 食品等の販売業者、製</p>

<p>造業者等の事業所に対して、適切な指導を行うよう、国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導方針を策定するとともに、製造業者等が高度な品質管理技術を導入するためのマニュアルを作成する。</p>	<p>造業者等に対する技術指導 食品等の販売業者、製造業者等における高度な品質管理技術等の導入に資するため、以下の措置を講ずる。 ○ 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導を適切に実施するため、外部指導者で構成する総合指導委員会を組織する。 ○ 平成13年度に策定した指導方針を必要に応じて見直しを図る。</p>	<p>方針の検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した。 a：検討を行い、指導方針を策定し、職員に周知した c：検討を行わなかった （平成13年度限りの評価指標）</p>	<p>【事業報告書の記述】 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導を適切に実施するため、外部の有識者を招いた総合指導委員会を1回開催した。 指導方針の見直しを検討した結果、改正の必要はなかった。なお、指導方針に基づき作成した高度品質管理向上推進業務実施規程の見直しを行い、一節改正するとともに職員に周知した。</p>	<p>【その他特記事項】 製造、品質管理、保管、検査分析に関する技術相談は93件であった。 配信希望者に対して行政情報、食の安全・安心に関する情報を中心としたメーラムマガジンを40回（延べ82,080通）発信した。</p>
<p>造業者等に対する技術指導 食品等の販売業者、製造業者等における高度な品質管理技術等の導入に資するため、以下の措置を講ずる。 ○ 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導を適切に実施するため、外部指導者で構成する総合指導委員会を組織する。 ○ 平成13年度に策定した指導方針を必要に応じて見直しを図る。</p>	<p>食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、基準書等を活用し技術相談に対応した。 a：技術相談に対応した c：技術相談がなかったにもかかわらず対応しなかった</p>	<p>食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、企業の品質管理担当者等を対象とし、品質管理情報等について電子メーラムを活用した広報活動を行った。 a：広報活動を行った c：広報活動を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 製造業者等に対する指導に活用するため、15年度は果実飲料及びジャム類の2品目について高度品質管理技術基準書を作成し、3年間で6品目について作成した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品及び木質建材の品質の向上や安全性を確保するため、食品等製造業者、製材業者等を対象とした技術講習会を各センターで1回以上、合計10回開催した。（延べ769名参加）</p>
<p>造業者等に対する技術指導 食品等の販売業者、製造業者等における高度な品質管理技術等の導入に資するため、以下の措置を講ずる。 ○ 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導を適切に実施するため、外部指導者で構成する総合指導委員会を組織する。 ○ 平成13年度に策定した指導方針を必要に応じて見直しを図る。</p>	<p>食品等の販売業者、製造業者等における高度な品質管理技術等の導入に資するため、以下の措置を講ずる。 ○ 国際標準（ISO）やHACCP等の高度な品質管理技術に基づく指導を適切に実施するため、外部指導者で構成する総合指導委員会を組織する。 ○ 平成13年度に策定した指導方針を必要に応じて見直しを図る。</p>	<p>食品等の販売業者、製造業者等に対する品質管理の指導の一環として、企業の品質管理担当者等を対象とし、品質管理情報等について電子メーラムを活用した広報活動を行った。 a：広報活動を行った c：広報活動を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 製造業者等に対する指導に活用するため、15年度は果実飲料及びジャム類の2品目について高度品質管理技術基準書を作成し、3年間で6品目について作成した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 食品及び木質建材の品質の向上や安全性を確保するため、食品等製造業者、製材業者等を対象とした技術講習会を各センターで1回以上、合計10回開催した。（延べ769名参加）</p>

<p>体等へヒアリング調査及び外部有識者を交えた推進委員会での講習会に関する検討を行うことにより、効果的な講習会の実施に努めた。</p> <p>アンケート調査の結果、顧客満足度の平均は3.6であった。</p> <p>達成度合：125%</p>	<p>○：計画値の達成度合は50%未満であった</p>	<p>工 食品表示に関する相談・問合せを一元的に受け付ける窓口を開設する。</p>
<p>【事業報告書の記述】 製造業者等からの品質管理技術等に関する相談(企業相談)は、個別商品の製造レシピに応じた表示の方法及びその管理技術等を中心に9,451件に対応した。</p> <p>行政制度 8,505件 その他 946件 計 9,451件</p> <p>食品表示の一元化窓口を(社)日本食品衛生協会と協力して設置し、2,627件の相談を受け付けた(一部、上記企業相談件数に含まれる)。</p> <p>【その他特記事項】 食品表示相談の一元的な受付窓口には、食品衛生法上の表示に関する専門家として社団法人日本食品衛生協会から職員1名が派遣され、センター職員と連携して相談等に対応した。</p> <p>【事業報告書の記述】 都道府県等から地域特産品認証事業への技術的観点からの指導要請に対し適切に対応した。(延べ23府県56品目)</p>	<p>◇食品表示に関する相談・問合せを一元的に受け付ける窓口を開設するとともに、定期的な見直しを行い、必要内容の改善を図った。</p> <p>a：開設し、又は必要な改善を行い、若しくは見直しの結果、改善の必要はなかった</p> <p>○：開設せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>○ 製造業者等からの食品表示及び品質管理技術等に関する相談に対応するとともに、一元的に受け付ける企業相談窓口を平成14年度に引き続き開設する。また、品質管理情報、行政情報、各種調査結果及びセンター活動メーカ等を活用して情報提供を行う。</p> <p>○ 地域特産品認証事業により、都道府県等が行う認証基準の作成等に関し、当該都道府県等から技術的観点からの指導、協力を積極的に応じる。</p> <p>○ 企業対応業務を行う信頼性確保するため、企業相談業務に関する苦情等に関する処理を適切に行う。</p>
<p>【事業報告書の記述】 製造業者等からの依頼された飲料食品、生糸等に係る依頼検査を305件実施した。また、センターが自ら行う外国林産物及び生糸の格付をそれぞれ3件及び196件実施した。</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行った。</p> <p>a：厳正な管理を行った</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、</p>
<p>【事業報告書の記述】 製造業者等から依頼された飲料食品、生糸等に係る依頼検査を305件実施した。また、センターが自ら行う外国林産物及び生糸の格付をそれぞれ3件及び196件実施した。</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行った。</p> <p>a：厳正な管理を行った</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、</p>
<p>【事業報告書の記述】 製造業者等から依頼された飲料食品、生糸等に係る依頼検査を305件実施した。また、センターが自ら行う外国林産物及び生糸の格付をそれぞれ3件及び196件実施した。</p>	<p>◇依頼された農林物資の検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行った。</p> <p>a：厳正な管理を行った</p>	<p>(6) 依頼検査及び農林物資の格付 製造業者等から依頼された農林物資の検査及びセンターが自ら行う格付に係る検査については、</p>

依頼者の機密の保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。

○ については厳正に管理する。依頼検査及び農林物資の格付を行う機関として信頼性を確保する。依頼検査及び農林物資の格付に関する農林物資の格付にともない内部監査を行うとともに苦情等に係る処理を適切に行う。

c：厳正な管理を行わなかった

て対外的な信頼性を確保するため、当該業務についての内部監査を実施した。依頼検査・農林物資の格付業務において、苦情等の申し立てはなかった。

【その他特記事項】

当該業務の検査結果等については、依頼検査規程・同細則及び文書管理規程に基づき、当該業務の担当課長等が厳正な管理を行った。

平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

◇依頼された農林物資の検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。

a：内部監査を実施した

c：内部監査を実施しなかった

◇依頼された農林物資の検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置・運営した。

a：苦情処理委員会を設置・運営した

c：苦情処理委員会を設置しなかった

苦情等の申し立てはなく、苦情処理委員会の開催実績はなかったが、苦情処理委員会を常時設置し、当該業務に係る苦情等の申し立てに対してできる体制を維持した。

◇センターが自ら行う格付に係る検査について、依頼者の機密保持を図るため内部規程に基づき検査結果の厳正な管理を行った。

a：厳正な管理を行った

c：厳正な管理を行わなかった

当該業務の検査結果等については、内部規程類に基づき、当該業務の担当課長等が厳正な管理を行った。

◇センターが自ら行う格付に係る検査が適切であることを検証するため、内部監査を1回以上実施した。

a：内部監査を実施した

c：内部監査を実施しなかった

平成15年8月に内部監査を実施し、積極的に業務改善を行った。

a

a

a

a

<p>a</p> <p>苦情等の申し立てはなく、苦情処理委員会の開催実績はなかったが、苦情処理委員会を常時設置し、当該業務に係る苦情等の申し立てにて対応できる体制を維持した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産省関係部局からの要請に応じ、有機農産物のJAS規格及び生鮮食品の店舗調査等に係る調査手法等の技術支援を行うための研修を25回実施した。</p>	<p>A</p> <p>指標の総数 : 18 評価aの指標数 : 18 × 2点 = 36点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 36点 (36/36 = 100%)</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 平成14年度の調査研究総合評価委員会において選定された研究課題を実施するとともに、各セクターにおいて調査研究推進委員会を開催し、適切な進行管理に努めた。 調査研究総合評価委員会の検討結果を踏まえ、調査研究を17課題実施した。そのうち、「生鮮食品の判別技術」、「加工食品の原材料の判別技術」、「遺伝子組換え食品の分析技術」及び「微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術」の重点4分野に係る調査研究課題は15課題で、その割合は88.2%であった。 【その他特記事項】 達成度合 : 125%</p>
<p>◇ センターが自ら行う格付に係る検査についてセンターに持ち込まれる苦情等を解決するため苦情処理委員会を設置した。 ・ 運営した a : 苦情処理委員会を設置・運営した c : 苦情処理委員会を設置しなかった</p>	<p>○ 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>○ 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>◇ 全調査研究課題数のうち中期計画ア～エの分野に係る重点課題の割合が70%以上であった。 a : 目標値の達成度合は100%以上であった b : 目標値の達成度合は70%以上100%未満であった c : 目標値の達成度合は70%未満であった</p>
<p>(7) 農林水産省関係部局への技術支援 ○ 農林水産省の組織改編に伴い、有機農産物のJAS規格及び生鮮食品の店舗調査等に係る調査手法等の技術支援を行うため、農林水産省関係部局からの研修の要請に応じる。</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>(1) 調査研究の重点化 農林物資の検査技術に関する調査研究の重点化を図るため、次の措置を講ずる。 なお、業務の状況を勘案しつつ、センターの専門的知識を活用した調査研究の委託に応じる。 ○ 調査研究総合評価委員会の検討結果を踏まえ、加工食品の判別技術、加生鮮食品の原材料の判別技術並びに遺伝子組換え食品の分析技術、微量物質及び機能性成分の効率的</p>
<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>(1) 調査及び研究の重点化</p>
<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習</p>	<p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究について重点的に行う。 ア 生鮮食品の判別技術 イ 加工食品の原材料の判別技術 ウ 遺伝子組換え食品の分析技術 エ 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術 ○ 全調査研究課題のうちア～エの分野に係る重点課題の割合 : 70%以上</p>

な分析技術の4分野に関する調査研究課題の割合を70%以上とし、下記の検査技術の検討を行う。

(2) 調査研究の実施
平成13～14年度の調査研究における成果を踏まえ、調査研究計画に基づき、適切な進行管理を行うにつつ取り組む。

【主な調査研究対象技術】
生鮮食品の判別技術
・名称、原産地表示等のうち外観から容易に判別できない同一品目の青果、魚及び牛肉について、以下の事項が判別を行うための判断の基準となる可能性を検討する。

ア 生鮮食品の判別技術
市販されている農産物及び魚類のうち外観から容易に判別できない成分の品目等について、成分の違い等判別のための判断の基準となる事項を選定する。

青果物：無機元素含量、DNA情報

① 同一品目の農産物で輸入品と国産品が国内市場に流通しており、輸入品が一定のシェアを有するもの

(2) (1)の調査及び研究の実施に当たっては、年次等計画・年度計画の作成等により適切な進行管理を行う、中期目標の期間中に次のような取組を行う（ウ及びエにおいて「確立」とは、技術を分析に利用することが可能な水準まで向上させることをいう。）。

ア 生鮮食品の判別技術については、青果物において国産品と輸入品のおおよそその絞込みを、魚において冷凍の有無の判別を行うための判断の基準となる事項を選定する。

◇輸入品と国産品が国内市場に流通している生鮮野菜のうち、輸入量の多い上位10品目から2品目以上選定し、産地判別の指標を検討した結果、1品目程度について生鮮野菜の産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。
e：特に優れた成果が得られた
a：達成した
b：概ね達成した
c：達成されなかった

【事業報告書の記述】
・農産物の無機元素による産地判別
【成果：無機元素を指標とした農産物の産地判別を検討したところ、ネギ、クロダイズについては中国産と国産が、ダイズについてはアメリカ産と国産を判別できる可能性が示された。】
・タマネギの産地判別方法の検討
【成果：DNA解析及び無機元素を指標としたタマネギの産地判別法の確立のために、DNA解析では判別に有用と思われる3種のSTSマーカーを開発し、無機元素分析では試料の前処理方法及び分析条件を検討した。】（平成16年度継続）

【その他特記事項】
ネギ及びクロダイズについては判別のおおよその絞りられ、ダイズについては判別のおおよその絞り

<p>② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの</p>	<p>魚：細胞観察、酵素活性、耳石計測、脂肪酸組成、DNA情報</p>	<p>◇冷凍と非冷凍が国内市場に流通している魚介類のうち、流通量の多い上位10品目から2品目以上選定し、冷凍・非冷凍の判別指標を検討した結果、1品目程度について魚介類の冷凍・非冷凍の判別指標が得られ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>込みができ、タマネギについては次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサリの原産地判別及びアサリとアサリ類似貝類との判別 【成果：貝殻の形態分析等により、アサリの原産地判別を試みたが、明確な差異を見出すことはできなかった。】 ・水産物の表示の疑義判別法の検討（マダイ、チダイ、キダイの魚種判別） 【成果：RAPD法によるマダイ、チダイ、キダイの魚種判別について、前年度に選抜したブライマー判別の精度を向上させたことを試み、そのPCR条件を検討したが、明確な判別精度の向上は認められなかった。】 ・いわゆるスズキの品種判別 【成果：国内で養殖されているスズキ類が主にタイリクスズキであることから、ミトコンドリアDNAを指標としてスズキ、タイリクスズキ、ナイルパーチの判別方法を検討し、天然魚、養殖魚のおよその絞り込みができた。】 <p>【その他特記事項】</p> <p>メバチマダゴロ、キハダマダゴロ等4品目について判別指標の検討に着手したが、調査研究の進行管理等のために設置している調査研究推進委員会で中止することとしたため評価しない。</p> <p>スズキ・タイリクスズキ・ナイルパーチ（シロスズキ）のDNAによる魚種判別技術については、今後はマニユアル化する予定である。</p>
<p>② 同一魚種で解凍魚と鮮魚が国内市場に流通しているもの</p>	<p>魚：細胞観察、酵素活性、耳石計測、脂肪酸組成、DNA情報</p>	<p>◇天然魚と養殖魚が流通している魚のうち、流通量の多い10品目から2品目以上選定し、天然・養殖の判別の指標を検討した結果、1品目程度について天然魚・養殖魚の判別指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>a</p>

<p>食 肉：DNA情報</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・市場における牛肉の品種推定法の有効性の検証</p> <p>【成果：試験により、文献中にあるDNAマーカー6種類のうち良好な2種類を選抜するとともに、これを用いて試料の処理方法、DNA抽出法を検討し、マニュアルを作成した。】(平成16年度継続)</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・加工食品の原産地判別方法の検討(アジ・サバ加工品)</p> <p>【成果：加工食品からのDNAの抽出法を検討するとともに、タイセイヨウサバのミトコンドリアDNAの塩基配列を決定する等、判別に有用なデータを取得した。】</p> <p>・微量無機元素分析による梅干の産地判別</p> <p>【成果：誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS)を用い、無機元素を指標として中国産と國産の梅干の産地判別法を検討したが、明確な差異を見出すことはできなかった。】</p> <p>【その他特記事項】 さば塩干品及びひ梅干しについて、原料原産地の判別技術を検討した結果、さば塩干品の原料原産地の判別の可能性が示唆され、次年度の調査研究に活用できる成果が得られた。</p>
<p>加工食品の原料の判別技術</p> <p>・原料原産地表示が義務付けられている同一品目の農産物加工食品及び水産物加工食品について、以下の事項が判別のための判断基準となる可能性を検討する。</p>	<p>◇国内市場に流通している加工食品のうち、個別の品質表示基準のある品目から2品目を以上選定し、原料の判別指標を検討した結果、1品目程度について加工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>◇国内市場に流通している加工食品のうち、新たに個別の品質表示基準の制定が見込まれる品目から選定し、原料の判別指標を検討した結果、加工</p>
<p>加工食品の原料の判別技術</p> <p>国内市場で流通している加工食品のうち、現在の分析技術では、使用原料の輸入・国産の判別のため、かなしい品目について、成分の違い等判別のため、判断の異なる事項を選定する。</p>	<p>① 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられた品目</p>	<p>農産物加工食品：無機元素含量、アミノ酸組成</p>
<p>加工食品の原料の判別技術</p> <p>輸入品のおおよその絞込みを行うための判断の基準となる事項を選定する。</p>	<p>② 個別の品質表示基準に基づいて新たに原料原産地表示が義務付けられることが見込まれる品目</p>	<p>水産物加工食品：DNA情報</p>

<p>工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>・遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品についての前処理技術、定性分析技術については、新規組換え体について検討する(定量化技術の前段階として実施)。</p> <p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及びPCR法等による定性分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が</p>
<p>工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>・遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品についての前処理技術、定性分析技術については、新規組換え体について検討する(定量化技術の前段階として実施)。</p> <p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及びPCR法等による定性分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が</p>
<p>工食品の原料産地判別の指標が得られ、若しくはおおよその絞り込みができ、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた加工食品について、前処理技術の検討を行った結果、技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した</p> <p>b : 概ね達成した</p> <p>c : 達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>・遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品についての前処理技術、定性分析技術については、新規組換え体について検討する(定量化技術の前段階として実施)。</p> <p>ウ 遺伝子組換え食品の分析技術</p> <p>① 遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品について、前処理技術及びPCR法等による定性分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が</p>

<p>② 遺伝子組換えの大豆及びとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立する。</p>	<p>・遺伝子組換えトウモロコシの定量分析技術について、生産者、加工食品に含まれ、各種組換え体混入率並びに農産物の定量分析技術及び汎用化について検討する。</p> <p>・リアルタイムPCR定量装置が数種類できていることから、これらからの定量分析の妥当性を確認するために、独立行政法人食品総合研究所及び民間検査機関等と連携してCollaborative Study（分析方法的妥当性を確認するための共同試験）を行う。</p>	<p>義務付けられた加工食品について、定性分析技術の検討を行い、定量分析技術の確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術（その2）<collaborative study による定量化技術の確立>」については、その成果の一部を学会等で発表しました。</p>
<p>③ 遺伝子組換え大豆及びPCR定量装置の適用拡大について有用な知見が得られ、遺伝子組換え大豆の定量法確立のため、次年度の調査研究に活用できる。</p>	<p>◇遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術<加工食品中の組換え体混入率の定量化技術>」については、その成果の一部を食品衛生学会及び米国AOAC学会で発表しました。</p>
<p>④ 遺伝子組換え大豆及びとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立する。</p>	<p>◇遺伝子組換え大豆について、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>◇遺伝子組換えとうもろこしについて、PCR法等による定量分析技術を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。</p> <p>s：特に優れた成果が得られた</p> <p>a：達成した</p> <p>b：概ね達成した</p> <p>c：達成されなかった</p>	<p>「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術<加工食品中の組換え体混入率の定量化技術>」については、その成果の一部を食品衛生学会及び米国AOAC学会で発表しました。</p>

<p>た a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p> <p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていない加工食品について、品質表示基準に基づき表示を行わせる必要性を調査するため、前処理法（DNA抽出方法等）の適用について検討を行った結果、前処理法が確立でき、若しくは前処理法が適用できる品目についておおよその絞り込みができて、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>該当する加工食品がなく、業務を実施しなかったため評価しない。</p>
<p>工 微量物質の分析技術については、食品衛生法に基づく残留基準や農薬取締法に基づく登録保潔基準が定められ、かつ、使用量が多い農薬であっても、現在、一斉分析法が確立されていないもの10種類程度（トリフルメソール、エチルチオオキシソール、イソキサチオン等）について一斉分析法を確立する。</p> <p>工 微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術 ① 農薬、合成抗菌剤等の一斉分析法の確立のため、力抽出方法、精製方法、力ラム条件等について調査研究を行う。</p> <p>微量物質及び機能性成分の効率的な分析技術 ・微量成分（残留農薬）の効率的な分析技術の確立のため、精度管理システムの確立及び高精度な迅速分析の開発について検討する。</p>	<p>◇農産物等を対象として、一斉分析法が確立されていない農産物5種類以上について多成分同時分析法の検討を行った結果、3種類以上の農産物等において分析が可能であることを確認し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>
<p>た a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p> <p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていない加工食品について、品質表示基準に基づき表示を行わせる必要性を調査するため、前処理法（DNA抽出方法等）の適用について検討を行った結果、前処理法が確立でき、若しくは前処理法が適用できる品目についておおよその絞り込みができて、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>	<p>該当する加工食品がなく、業務を実施しなかったため評価しない。</p>
<p>【事業報告書の記述】 ・穀物中の残留農薬一斉分析法の検討 【成果：ガスクロマトグラフ質量分析及び高速液体クロマトグラフによる穀物中の残留農薬の簡便な一斉分析法の開発を検討し、ゲル浸透クロマトグラフ精製を行わず、ミニカラム精製のみで173農薬が分析できる可能性が示唆された。】 ・食品中の安全性に係わる微量成分分析の精度管理システムの確立及び高精度な迅速分析法の開発 【成果：前年度に開発したガスクロマトグラフ質量分析及び高速液体クロマトグラフを用いた農薬の一斉分析法について、妥当性確認のための共同試験を実施したところ、試験した139農薬中120農薬の分析が可能であった。】（平成16年度継続）</p> <p>【その他特記事項】 6種類の農産物を対象として新たに21種類の農薬について一斉分析の可能性が示唆され、次年度の調査研究に活用できる。</p>	<p>◇遺伝子組換えに係る表示が義務付けられていない加工食品について、品質表示基準に基づき表示を行わせる必要性を調査するため、前処理法（DNA抽出方法等）の適用について検討を行った結果、前処理法が確立でき、若しくは前処理法が適用できる品目についておおよその絞り込みができて、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s : 特に優れた成果が得られた</p> <p>a : 達成した b : 概ね達成した c : 達成されなかった</p>

<p>② LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p>	<p>◇LC-MSを利用し、機能性成分の効率的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s: 特に優れた成果が得られた a: 達成した b: 概ね達成した c: 達成されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 記載なし。 【その他特記事項】 年度計画になく実施しなかったため、評価しない。 平成16年度は、LC-MSを利用し梅加工品中のムメラール等の機能性成分の分析方法について検討する。</p>
<p>③ LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p>	<p>◇LC-MSを利用し、機能性成分の効率的な分析方法を確立し、又は結果が次年度の調査研究に活用できた。 s: 特に優れた成果が得られた a: 達成した b: 概ね達成した c: 達成されなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 ・食品中のアクリルアミド分析法の開発 【成果：食品中のアクリルアミドについて従来の分析法を改良し、迅速化及び精度の向上を図るとともに、これまで分析できなかった茶類における分析法を確立した。】</p>
<p>④ LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p>	<p>◇調査研究結果の報告書を作成し、公表した。 a: 報告書を作成し、公表した c: 報告書を作成しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 重点分野に関する調査研究のほか、次の検討を行った ・軟X線による非加熱殺菌技術の開発 【成果：ペットボトルのキャップの枯草菌及び黒麹カビに対する軟X線の殺菌効果について検討し、キャップ殺菌工程への応用が可能であることが示唆された。】 ・流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査 【成果：前年度に引き続き、ホウレンソウ、キャベツ等の主要な野菜の硝酸塩濃度の実態調査を行うとともに、ニラ、野沢菜等についても調査を行った。】(平成16年度継続)</p>
<p>⑤ LC-MSを利用し、ポリフェノール類等の機能性成分についての効率的な分析方法を確立する。</p>	<p>◇調査研究結果の報告書を作成し、公表した。 a: 報告書を作成し、公表した c: 報告書を作成しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成14年度の調査研究の成果について「調査報告書第27号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載し、広報した。</p>

する。

イ 調査及び研究テーママ
関係する登録認定機関等
及び関係業界を対象とし
て、調査研究の成果の公
開発表会を各事業年度に
1回開催するとともに、必
要に応じ個別業界ごとの
説明会を開催する。

○ 調査研究の成果につい
て発表会を開催する。ま
た、講習会の開催等の機
会を活用し、必要に応じ
個別業界ごとの説明会を
開催する。

(3) 調査研究の適切な実施

ア 調査研究の水準の向上
を図るため、独立行政法
人食品総合研究所等の試
験研究機関、分析機関等
と共同で調査研究を実施
する等連携を強化する。

(4) 調査研究の適切な実施
を図るため、以下の措置
を講ずる。

○ 業務の状況を勘案し、つ
つ、独立行政法人食品総
合研究所、独立行政法人
水産総合研究所、資源
独立行政法人農業生物政
法源研究所及び独立行政
人農業技術研究所等と連
携を図り、積極的に共同
研究に取り組み。

○ 調査研究、企業相談、
消費者相談等センター業
務と試験研究機関との有
機的な連携を図るため、
農業試験院研究会等
に積極的に参加する。

◇調査研究結果の報告書の概
要をホームページに掲載し
た。
a：ホームページに掲載した
c：ホームページに掲載しな
かった

◇調査研究の公開発表会を開
催した。
a：開催した
c：開催しなかった

◇必要に応じ個別業界ごとの
説明会を開催した。
a：要請に応じ開催した
c：要請はあったが、特段の
理由なく開催しなかった

【事業報告書の記述】
公開調査研究等発表会を開催し、調査研究の
成果及び食品等特性把握調査の結果について
「無機元素分析による農産物の原産地判別」、「大
豆加工食品の遺伝子組換え体の定量」等15課題
を発表した。外部からの参加者は、77名であっ
た。

【その他特記事項】
説明会の開催要請がなく業務実績がなかった
ため評価しない。

【事業報告書の記述】
調査研究の水準の向上を図るため、以下の
8課題について、試験研究機関と共同で調査研
究を実施した。

- ・独立行政法人水産総合研究所との共同研究
「加工食品の原産地判別方法の検討（アジ
・サバ加工品）」
- ・独立行政法人食品総合研究所との共同研究
「農産物の無機元素による産地判別」
- 「加工食品中の組換え体混入率の定量化技術」
- 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術
（その1）」
- 「農産物からの新しい遺伝子組換え系統の定量化」
- 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術
（その2）」
- 「collaborative study による定
量化技術の確立」
- 「農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術
（その3）」
- 「食品中のアクリルアミド分析法の開発」
- ・独立行政法人農業技術研究所有機野菜茶葉研究

<p>所との共同研究 「流通過程における野菜の硝酸塩濃度の実態調査」 調査研究、企業相談、消費者相談等センター業務と試験研究機関との有機的な連携を図るため、農業試験院研究推進会議等へ22回参画した。</p>	<p>【その他特記事項】 「農産物の無機元素による産地判別」については、その成果の一部を学会誌に投稿した。</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成15年度調査研究成果の評価を行うとともに、平成16年度の調査研究課題を選定するため、外部の専門家を含む調査研究総合評価委員会を開催した。</p> <p>【その他特記事項】 今年度の当該委員会においては、調査研究成果の評価方法を5段階とし、「想定以上」という評価基準も設定すべき、との意見が出され、評価方法を変更することとなった。</p>	<p>【事業報告書の記述】 関係業界等の要望を踏まえ、財団法人食品産業センター、独立行政法人食品総合研究所と連携し、産学官連携技術講習会を8回開催した。食品製造企業、事業者団体、地方公共団体等からの依頼に応じ、分析技術等に関する受入研修を7回(26名)実施した。また、講習会等の講師として職員を341回派遣し、「JAS制度」、「食品表示」、「遺伝子組換え食品」等について講演した。</p>	<p>【その他特記事項】 今後の研修内容の充実を図るため、アンケートを実施し、結果は以下のとおりであった。 講義内容の理解度：4.1点 実技研修の習得度：4.2点 研修の有用度：4.8点 研修の満足度：4.6点</p>
<p>◇調査研究を必要に応じて共同研究で実施した。 a：共同研究を実施した c：共同研究を実施する課題があったがなかった</p>	<p>◇外部の専門家を含めて検討を行い、必要に応じて業務の運営を改善した。 a：検討し、又は必要な改善を行い、若しくは検討の結果、改善の必要性がなかった c：検討せず、又は必要な改善を行わなかった</p>	<p>◇関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催した。 a：要請に応じて開催した c：特段の理由もなく応じたかった事例があった</p>	<p>◇関係業界等からの要請に応じて受入研修を行った。 a：要請に応じて行った c：特段の理由もなく応じたかった事例があった</p>	<p>○立入検査等に関する事項</p>
<p>イ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の専門家を含めて各事業年度において1回以上検討を行う。</p>	<p>○ 調査研究の課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務の運営に反映させるため、外部の専門家を構成する調査研究総合評価委員会を開催する。</p>	<p>(5) 調査研究成果の活用 調査研究成果の効果的な技術移転のため、以下の措置を講ずる。 ○ 関係業界等との産学官の技術交流、連携を図り、講習会を実施する。 ○ 業務の状況を勘案しつつ、調査研究及び業務等成果に基づき検査技術等に関する講師派遣及び受入研修等の要請に応じる。</p>	<p>(4) 調査研究成果の活用 調査研究成果を製造業者、登録認定機関等に技術移転するため、関係業界等からの要望等を踏まえ技術講習会を開催する。</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p>
<p>(4) 調査及び研究の成果等に技術移転するための検査技術に関する講習を行う。</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p>	<p>4 立入検査等に関する事項</p>

<p>項</p> <p>(1) 認定製造業者等に対し農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第20条の2第1項の規定による立入検査を行うに当たっては、</p>	<p>項</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)の規定により、農林水産大臣から指示された検査を迅速かつ検査手順の標準化及び検査手順のマニュアル化を行う。</p>	<p>項</p> <p>(1) 農林水産大臣から製造業者等に対するJAS法第20条の2に基づく立入検査の指示(JAS法第19条の6第1項第7号の検査を含む。)があった場合並びに農林水産省及び北海道府県から立入検査への協力要請を受けた場合、適切にこれを実施するため、以下の措置を講ずる。</p>	<p>目標の総数 : 3 評価aの指標数 : 2×2点=4点 評価bの指標数 : 1×1点=1点 評価cの指標数 : 0×0点=0点 合計 : 5点 (5/6=83%)</p>
<p>ア 検査能力等の資質、検査職員の適切な人選</p> <p>イ 農林水産大臣から指示された調査事項の確な実施</p>	<p>◇検査員の人選基準を策定し、基準に基づき人選をした。 a : 人選基準を策定し、又は基準に基づき人選をした c : 人選基準を策定せず、又は基準に基づき人選をしなかった</p>	<p>○ 立入検査の実施に当たっては、検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の適切な人選を行い、迅速な検査の実施を図るものとする。また、農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し適正に実施する。</p>	<p>a</p> <p>【事業報告書の記述】 農林水産大臣から、認定製造業者等に対する立入検査の指示があった3件(3事業者)について、これを実施した。 農林水産大臣から指示のあった立入検査の実施に当たっては、立入検査職員の検査能力等の資質、経験等を勘案した人選を行い、最優先の業務として実施した。 立入検査マニュアルの見直しを行い事務処理の手順について定めたマニュアルの充実を図った。 立入検査報告を行った3件のうち2件は3日以内に報告したが、4日間を要した案件が1件あった。 農林水産省又は北海道府県の協力要請を受け、立入検査の同行及び立入検査の事前調査等を160件(283事業者)実施した。</p>
<p>ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し厳正に実施する。 なお、JAS法第19条の6第1項第7号に規定する外国認定製造業者等に対して行う検査については上記の留意点を踏まえて実</p>	<p>◇立入検査手順のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改訂を行った。 a : 作成し、又は必要な改訂を行った c : 作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>【その他特記事項】 検査員の名簿を整備し、人事異動等の都度、検査員の追加又は取消しにより更新した。 平成16年3月31日現在の検査員登録数は131名。</p>	<p>a</p> <p>「立入検査事務処理マニュアル」を見直すとともに、任意・同行調査に係るものも含めた「立入検査・任意調査・同行マニュアル(加工食品編)」を作成した。</p>

<p>実施する。</p> <p>○ 立入検査結果の報告期間：立入検査実施後3日以内</p>	<p>は、その都度その原因を究明し、今後の立入検査の実施に反映させる。</p>	<p>立入検査結果の平均報告期間は、平成13年度が9.1日、平成14年度が6.4日、平成15年度が3.3日であった。 達成度合：67%</p>
<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 農林水産大臣から製造業者等に対する遺伝子組換え生物の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条に基づき立入検査等、適切に示があつた場合、適切にこれを実施する。</p>	<p>◇検査員の適切な人選、手順のマニュアル化の結果、立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内とした。 a：3日以内に報告した件数が90%以上であつた b：3日以内に報告した件数が50%以上90%未満であつた c：3日以内に報告した件数が50%未満であつた</p>
<p>(2) 農林水産大臣から製造業者等に対する遺伝子組換え生物の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条に基づき立入検査等、適切に示があつた場合、適切にこれを実施する。</p>	<p>◇立入り、質問、検査及び収去のマニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改訂を行った。 a：作成し、又は必要な改訂を行った c：作成せず、又は必要な改訂を行わなかつた (平成16年度以降の評価指標)</p>	<p>◇事業報告書の記述 農林水産大臣から製造業者等に対する遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条に基づき立入検査等の指示はなかつた。 【その他特記事項】 立入り等の実績がなかつたため、評価しない。</p>
<p>5 緊急時の要請に関する事項 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があつたときは、他の業務に最優先して組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に</p>	<p>5 緊急時の要請に関する事項 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があつたときは、他の業務に最優先して組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に</p>	<p>○緊急時の要請に関する事項</p> <p>指標の総数：4 評価aの指標数：4×2点=8点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 (B/8=100%)</p>

<p>努めるとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。</p> <p>農林水産大臣から迅速に報告された調査結果を踏まえ、必要に応じて調査や研究の体制を整備する。</p>	<p>農林水産大臣から緊急に実施すべき調査、分析又は検査の要請はなかった。</p> <p>【その他特記事項】 新たに公開した調査研究成果について、これまでの成果と併せて年度別、項目別に検索できるように整理した。</p>	<p>◇センターの調査研究結果を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 a：整理し、又は再整理した c：整理せず、又は再整理しなかった</p> <p>◇要請に対して常に迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、定期的な検討を行い、必要な改善を行った。 a：整備し、又は必要な検討を行い、若しくは検討の結果、改善の必要はなかった g：整備せず、又は必要な改善を行わなかった</p> <p>◇研究論文等を体系的に整理し、随時更新・再整理した。 a：整理し、又は再整理した g：整理せず、又は再整理しなかった (平成14年度以降の評価指標)</p> <p>◇必要に応じた分析方法、データ有効率よく検索できる情報管理体制を構築し、定期的な更新を行った。 a：構築し、又は更新した c：構築せず、又は更新しなかった (平成14年度以降の評価指標)</p>	<p>【事業報告書の記述】 要請があった場合、調査等に必要なたデータ等を効率的に検索するため、調査報告中の種々のデータをデータベースの整理するとともに外部の種々のデータベースの整理を行い、情報管理体制を見直した。 農林水産大臣から緊急に実施すべき調査、分析又は検査の要請はなかった。</p>	<p>「緊急調査分析実施規程」に基づき、想定される調査分析内容別に登録した専門的知見を有する職員を見直した。</p> <p>想定される緊急調査の分野ごとに、外部の研究論文のデータベースを体系的に再整理した。</p> <p>平成14年度に実施した外部の種々のデータベース、ホームページ等を分野別に体系的整理したものをベースとして、平成15年度はその後の情報を追加し、さらにセキュリティポリシーの考え方を踏まえ内容を更新した。</p>	<p>6 国際協力</p> <p>6 国際協力</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>	<p>6 国際協力</p>	<p>A</p> <p>指標の総数：2 評価aの指標数：2×2点=4点</p>
---	---	---	---	---	-----------------------------	-------------------------------------	---------------	---

<p>可能な範囲において、研修生の受入、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。</p>	<p>発展途上国からの技術支援の要請の増大に対応して、センターの海外を活用し海外からの研修生の受入れを積極的に行う。また、海外からの研修生の受入れを積極的に行う。また、海外からの研修生の受入れを積極的に行う。また、海外からの研修生の受入れを積極的に行う。</p>	<p>国際技術協力等については、農林水産省及び国際協力事業団等の関係機関からの要請を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省及び国際協力事業団等の関係機関からの要請を踏まえ、国内活動及び専門家の海外派遣を行う。また、海外からの研修生を受け入れる。 	<p>◇ 専門家の海外派遣を行った。</p> <p>a : 派遣を行った c : 正当な理由なく、派遣を行わなかった事例がある</p>	<p>評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 (4/4=100%)</p>
<p>【事業報告書の記述】 国際協力事業団からの技術協力専門家の派遣要請はなかった。 海外からの研修生を受入れ、JAS制度、食品等の分析技術等に関する研修を12回実施した。また、センターの施設見学については、随時対応した。 国際協力事業団の主催する平成15年度技術協力専門家養成研修（第1回）農村開発コースに職員1名を派遣した。</p> <p>【その他特記事項】 専門家の海外派遣要請がなく、派遣は行わなかったため評価しない。</p>	<p>◇ 海外からの研修生の受入れを行った。</p> <p>a : 受入れを行った c : 正当な理由なく、受入れを行わなかった事例がある</p>	<p>◇ 海外からの研修生の受入れを行った。</p> <p>a : 受入れを行った c : 正当な理由なく、受入れを行わなかった事例がある</p>	<p>a</p>	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>	<p>○ 国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣し、技術移転を行う専門家の要請に対応する。</p>	<p>◇ 国際協力事業団の主催する研修等に職員を派遣した。</p> <p>a : 派遣した c : 派遣しなかった</p>	<p>a</p>	
<p>第3 予算（人件費の員積もりを含む）、収支計画及び資金計画 [略]</p>	<p>第3 予算（人件費の員積もりを含む）、収支計画及び資金計画 [略]</p>	<p>◎ 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数 : 2 評価Aの中項目数 : 2×2点=4点 評価Bの中項目数 : 0×1点=0点 評価Cの中項目数 : 0×0点=0点 合計 (4/4=100%)</p> <p>【特記事項】 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算、収支計画及び資金計</p>	

<p>画」について評価基準に基づく評価を行った結果、すべての中項目についてA評価となつたことから、大項目の評価はA評価とする。</p> <p>② 法人運営における資金の配分状況については、年度当初から業務が円滑かつ効率的に取組めるよう所要額を配分し、年度途中においては進捗状況を把握しつつ業務達成に必要な資金を効果的に配分している。</p>	<p style="text-align: center;">A</p> <p>指標の総数 : 1 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 2点 (2 / 2 = 100%)</p>	<p>【事業報告書の記述】 財務諸表等を参照のこと。なお、前年度に引き続き業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。</p> <p>【その他特記事項】 各種会議等を通じ各地域センターを含めて経費削減の周知徹底を図った。</p>	<p style="text-align: center;">A</p> <p>指標の総数 : 1 評価aの指標数 : 1 × 2点 = 2点 評価bの指標数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの指標数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 2点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>【事業報告書の記述】 財務諸表等を参照のこと。なお、前年度に引</p>
<p>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組み</p>	<p>◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組みは十分であった。 a：取組みは十分であった b：取組みはやや不十分であった c：取組みは不十分であった （なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。）</p>	<p>○法人運営における資金の配分状況</p>	<p>◇法人運営における資金の配分状況は、十分であった。</p>

	<p>第4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入 が遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 7億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入 が遅延。</p>	<p>a：効果的な資金の配分は十分であった b：効果的な資金の配分はやや不十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった</p>	<p>引き続き業務経費・一般管理費の経費の削減に取り組んだ。</p>
	<p>◎短期借入金の限度額</p>	<p>◎法人の借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み</p>	<p>◎短期借入金の配分は十分であった ◎短期借入金の配分は十分であった</p>	<p>中項目の総数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数 短期借入金は発生しなかったことから、評価の対象外。</p>
			<p>◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み。(借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) a：短期借入金の借入に至った理由等については適切であった b：短期借入金の借入に至った理由等についてはやや不適切であった c：短期借入金の借入に至った理由等については不適切であった</p>	<p>指標の総数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数 短期借入金は発生しなかったことから、評価の対象外。</p>
			<p>【事業報告書の記述】 運営費交付金の受入の遅滞はなく、また、予算の執行を適切に行ったことにより、短期借入金は発生しなかった。</p> <p>【その他特記事項】 短期借入金の借入実績がないため、評価しない。</p>	<p>a</p>

<p>第5 剰余金の使途 剰余金が生じた場合には、消費者のニーズに対応できるような検査分析機器の購入等の経費に充当する。</p>	<p>◎剰余金の使途</p>	<p>中項目の総数 評価Aの中項目数 評価Bの中項目数 評価Cの中項目数</p> <p>剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>○剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果</p>	<p>指標の総数 評価aの指標数 評価bの指標数 評価cの指標数</p> <p>剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>◇剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に当てた結果、当該事業年度に得られた成果は、十分であった。 a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>	<p>【事業報告書の記述】 剰余金は生じなかった。 【その他特記事項】 実績がないため、評価しない。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>◎その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>中項目の総数 : 2 評価Aの中項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価Bの中項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの中項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 (4 / 4 = 100%)</p> <p>A</p>

【特記事項】

- 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
 ① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、すべての項目についてA評価となったことから、大項目の評価はAとする。
 ② 平成15年7月の食品安全行政の新たな展開に伴って中期目標が変更され、リスクコミュニケーションの推進に資するための業務、DNA分析等による食品表示の真正性確認分析業務、国内外のリスク情報等の収集・整理に対応するための微量有害物質の調査分析業務等の拡充業務に対応した人員配置が行われている。

○施設及び設備に関する計画

A

指標の総数 : 1
 評価 a の指標数 : 1 × 2 点 = 2 点
 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点
 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点
 合計 : 2 点
 (2 / 2 = 100%)

【事業報告書の記述】

施設及び設備に関する計画に基づき、以下の整備を行った。

所名	整備内容
本部	事務室設備改修工事
横浜	事務室設備改修工事
神戸	事務室設備改修工事
	検査設備改修工事

施設及び設備に関する計画とは別に、緊急な整備が必要として補正予算が認められ、本部を除く各地域センターの残留農薬等検査設備改修工事を行った。

【その他特記事項】

施設及び設備の整備の結果、職場環境の改善による事務の効率化、安全性に関する検査分析

1 施設及び設備に関する計画

以下の施設及び整備を行う。
 本部：事務室設備改修工事
 横浜：事務室設備改修工事
 神戸：事務室設備改修工事
 検査設備改修工事

1 施設及び設備に関する計画

業務の適切かつ効果的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。

◇中期計画に定められている施設及び設備について、当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果は十分であった。
 a：改善の成果は十分であった
 b：改善の成果はやや不十分であった
 c：改善の成果は不十分であった

	<p>能力向上、職員の労働安全衛生の向上が図られるとともに、国民の食に対する信頼と安心の回復を図る施策の一環として、残留農薬等の検査分析の迅速化、効率化が図られた。</p>	
<p>2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>2 人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)</p>
<p>(1) 方針 ア 生糸の格付業務については、退職者の不補充や有機農産物等の検査業務等JAS法改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行う。</p>	<p>◇生糸の格付業務については、退職者不補充とした。 a : 不補充とした c : 補充した</p>	<p>指標の総数 : 16 評価 a の指標数 : 16 × 2 点 = 32 点 評価 b の指標数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 c の指標数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 : 32 点 (32 / 32 = 100%)</p>
<p>イ 外国林産物の格付業務については、平成14年度の廃止に伴い人員の適正配置を図る。</p>	<p>◇生糸の格付業務の職員の配置転換計画を作成し、必要に応じて見直し、変更を行った。 a : 計画を作成し、又は必要な変更を行った c : 計画を作成せず、又は必要な変更を行わなかった</p>	<p>◇配置転換計画に基づき職員の配置転換を行った。 a : 計画に基づき配置転換を行い、又は配置転換の必要性がなかったため行わなかった c : 計画に基づく配置転換を行わなかった</p>
	<p>◇平成14年度に各部門の業務量を勘案して人員の配置を行った。 a : 業務量を勘案し人員の配置を行った b : 業務量を勘案せず人員の配置を行った c : 人員の配置を行わなかった</p>	<p>◇平成14年度に各部門の業務量を勘案して人員の配置を行った。 a : 業務量を勘案し人員の配置を行った b : 業務量を勘案せず人員の配置を行った c : 人員の配置を行わなかった</p>

<p>ウ 食品に含まれる微量物質の調査分析によるリスク情報の収集、遺伝子分析を活用した品質表示基準製品の検査等の分析業務について、拡充への対応を図る。</p>	<p>た (平成14年度限りの評価指標)</p> <p>◇リスク情報の収集、遺伝子分析等の拡充すべき業務に対応した人員の配置を行った。 a: 拡充すべき業務に対応した人員を配置した b: 拡充すべき業務に対応した人員を配置しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 リスクコミュニケーション業務の強化、DNA分析等検査分析業務の拡充への対応を図った。 【その他特記事項】 拡充業務に必要な人員67人のうち60人は森林水産省の旧食糧事務所からの振替、7人はセンタ一の他の業務部門からの振替及び新規採用により配置した。</p>	<p>a</p>
<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の109%（(1)のウに係る増員分を除いた場合）にあつては、合理化減を認めることにより95%）とする。 (参考1) 1) 期初の常勤職員数 480人 2) 期末の常勤職員数の見込み 521人 (うち(1)のウによる平成15年度の増員は、67人) (参考2) 中期目標の期間中の人件費総額 中期目標の期間中の人件費総額見込み 17,143 百万円</p>	<p>○ 常勤職員数を61人増員し、470人から531人にする。</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成13年度当初の常勤職員数を基準として1%程度（6人）削減し、3年間で3%（16人）削減した。 なお、食品に含まれる微量物質の調査分析によるリスク情報の収集、遺伝子分析を活用した品質表示基準製品の検査等の分析業務の拡充に対応するため67人増員した。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 人材の確保・育成 ア 人材の育成 別に定める職員技術研修計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。</p>	<p>3 人材の育成 別に定めた職員技術研修中期計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。</p>	<p>【その他特記事項】 業務の見直しを行うことにより合理的な人員配置を行い、業務部門で5人を、それに伴う業務量の変更により総務部門1人を合理化減した。</p>	<p>a</p>
<p>(1) 業務内容の高度化及び専門化に配慮するとともに分析技術及び分析能力の維持向上を図るため、内部研修及び外部の高度な分析技術を有する分析機関や試験研究機関等への職員派遣研修、人事交流等を行う。</p>	<p>3 人材の育成 別に定めた職員技術研修中期計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。</p>	<p>【その他特記事項】 業務の見直しを行うことにより合理的な人員配置を行い、業務部門で5人を、それに伴う業務量の変更により総務部門1人を合理化減した。</p>	<p>a</p>

<p>○ 分析技術の内部研修の開催回数：各事業年度10回以上</p> <p>(7) 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るため、専門的知識を有する職員及び試験研究機関の研究者等との学識経験者に関する研修を10回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者導入研修 ・ 専門技術研修 ・ 機器操作技能研修 ・ 技術能力向上研修 	<p>◇ 専門的知識を有する職員及び試験研究機関の研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を10回以上行った。</p> <p>a : 計画値の達成度は100%以上であった</p> <p>b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 職員の検査分析技術、分析能力及び品質管理技術等の維持向上を図るため、分析技術に関する研修を次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者導入研修 1回 15名 ・ 専門技術研修 12回 76名 ・ 機器操作技能研修 26回 126名 ・ 技術能力向上研修 56回 228名 <p>【その他特記事項】 専門技術研修12回のうち9回及び技術能力向上研修56回のうち6回を分析技術の習得、維持向上のための研修として実施した。 達成度合：150%</p>	<p>a</p>
<p>○ 外部機関への派遣研修の開催回数：各事業年度10回以上</p> <p>(7) 外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、先進的な分析技術及び高度な検査機関等への研修を行う。また、長期の派遣研修と位置づけられた独立行政法人食品総合研究所等への研修を5回(5名)を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省環境研修センター(平成15年7月1日より環境省環境調査研究所) 4回 5名 ・ 北九州市環境科学研究所 1回 1名 ・ 独立行政法人農業技術研究機構近畿中国四国農業研究センター(平成15年10月1日より独立行政法人農業・生物系特定産業中国四国農業研究センター) 1回 1名 ・ 業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との併任による人事交流を以下のとおり行った。 ・ 独立行政法人食品総合研究所へ 4名 ・ 独立行政法人食品総合研究所から 1名 ・ 独立行政法人水産総合研究所へ 1名 	<p>◇ 先進的な分析技術を有する試験研究機関及び高度な分析技術を有する検査機関等への中長期の職員派遣研修を10回以上行った。</p> <p>a : 計画値の達成度は100%以上であった</p> <p>b : 計画値の達成度は70%以上100%未満であった</p> <p>c : 計画値の達成度は70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 外部の高度な検査分析技術の導入を図るため、職員を以下の機関に2週間程度派遣し中期の研修を行った。また、長期の派遣研修と位置づけられた独立行政法人食品総合研究所等への研修を5回(5名)を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省環境研修センター(平成15年7月1日より環境省環境調査研究所) 4回 5名 ・ 北九州市環境科学研究所 1回 1名 ・ 独立行政法人農業技術研究機構近畿中国四国農業研究センター(平成15年10月1日より独立行政法人農業・生物系特定産業中国四国農業研究センター) 1回 1名 ・ 業務上密接な関係を有する独立行政法人食品総合研究所等との併任による人事交流を以下のとおり行った。 ・ 独立行政法人食品総合研究所へ 4名 ・ 独立行政法人食品総合研究所から 1名 ・ 独立行政法人水産総合研究所へ 1名 <p>【その他特記事項】 達成度合：110%</p>	<p>a</p>
<p>(7) 放射線取扱主任者、劣化1S090000の審査員補、劣</p>	<p>◇ 独立行政法人食品総合研究所等との人事交流を行った。</p> <p>a : 人事交流を行った</p> <p>c : 人事交流を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 業務運営上必要な資格を有する職員を養成する</p>	<p>a</p>

<p>安全衛生法に係る作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修会を開催する研修及び外部機関への派遣を行う。</p>	<p>ため、外部機関が主催する研修会等へ職員を派遣する。また、習得した技術等を他の職員へ普及させるため、内部研修を実施する。必要に応じて資格取得に係る研修に受講させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得研修 ・内部資格研修 	<p>研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。</p> <p>a : 研修会の開催及び研修会へ派遣した</p> <p>c : 養成する必要があるが、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった</p>	<p>るため、以下の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得研修 16名 ・内部資格研修 122名 <p>【その他特記事項】 放射線取扱主任者を養成するための研修を計画しておらず、実績がなかったため評価しない。 放射線取扱主任者については、各センターに有資格者が確保されている（計37名）</p>
<p>労働安全衛生法に係る作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修会を開催する研修及び外部機関への派遣を行う。</p>	<p>◇年度計画に基づいてISO9000の審査員補を養成するため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。</p> <p>a : 研修会の開催及び研修会へ派遣した</p> <p>c : 養成する必要があるが、研修会の開催及び研修会へ派遣しなかった</p>	<p>センターの業務を遂行する上で重要な知識が必要とされ、また、登録認定機関の登録調査等の業務を行う上でも対外的な信頼性が得られる資格であることから、本年度は前年度に引き続き4名の有資格者を養成した。</p>	<p>るため、以下の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得研修 16名 ・内部資格研修 122名 <p>【その他特記事項】 放射線取扱主任者を養成するための研修を計画しておらず、実績がなかったため評価しない。 放射線取扱主任者については、各センターに有資格者が確保されている（計37名）</p>
<p>労働安全衛生法に係る作業環境測定士等業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、研修会を開催する研修及び外部機関への派遣を行う。</p>	<p>◇年度計画に基づいて作業環境測定士を養成するため、研修会の開催及び研修会へ職員を派遣した。</p> <p>a : 研修会へ派遣した</p> <p>c : 養成する必要があるが、研修会へ派遣しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 新規業務であるリスクコミュニケーションに係る業務に適切に対応するため必要な研修を実施した。</p>	<p>るため、以下の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得研修 16名 ・内部資格研修 122名 <p>【その他特記事項】 放射線取扱主任者を養成するための研修を計画しておらず、実績がなかったため評価しない。 放射線取扱主任者については、各センターに有資格者が確保されている（計37名）</p>
<p>(1) 新規・拡充業務に適切に対応するため、生糸格付業務担当職員を対象に、消費者対応業務、JAS関係業務等に関する研修を計画的に実施する。</p>	<p>◇生糸格付業務担当職員を消費者対応業務、JAS関係業務等に活用するための研修計画を作成し、研修を行った。</p> <p>a : 研修計画を作成し、研修を行った</p> <p>c : 研修を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産行政と連携した業務運営を推進する</p>	<p>るため、以下の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得研修 16名 ・内部資格研修 122名 <p>【その他特記事項】 放射線取扱主任者を養成するための研修を計画しておらず、実績がなかったため評価しない。 放射線取扱主任者については、各センターに有資格者が確保されている（計37名）</p>
<p>(2) 農林水産行政との連携を図るため、行政部</p>	<p>4 人材の確保 農林水産行政との連携</p>	<p>【事業報告書の記述】 農林水産行政と連携した業務運営を推進する</p>	<p>るため、以下の研修会への職員の派遣及び内部研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得研修 16名 ・内部資格研修 122名 <p>【その他特記事項】 放射線取扱主任者を養成するための研修を計画しておらず、実績がなかったため評価しない。 放射線取扱主任者については、各センターに有資格者が確保されている（計37名）</p>

局との円滑な人事交流を図るとともに、センター職員に当分の人事交流に留意する。

農林水産行政と連携した業務運営を推進するとともに、関係する業務と密接な連携を有する総務部局を中心とした行政的業務の推進を図る。また、人事交流を促進する行政的業務の推進を図る。また、関係する業務と密接な連携を有する総務部局を中心とした行政的業務の推進を図る。

を図り、センター業務に必要の人材を確保するため、以下の措置を講ずる。

- 人事交流については、独立行政法人の職員に幅広い経験を積みその業務は農林水産省や他の独立行政法人と密接に関係することから、一方に偏らないよう諸事情に即し、基本に業務の活性化、円滑化を図る。

ウ

職員の採用に当たっては、センターの業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物の製造する化学、農学等及び行政的試験合格者を中心とする。

a : 人事交流を実施した
c : 人事交流を実施しなかった

◇ 行政部局が開催する行政研修等に参加した
a : 研修等に参加した
c : 研修等に参加しなかった

◇ 化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用した。
a : 国家公務員試験合格者を中心として採用した
c : 国家公務員試験合格者を採用しなかった

ため、農林水産省消費・安全局等と人事交流(転出22名、転入85名)を実施した。また、行政部局が開催する行政研修等に84名の職員を参加させた。

a

【事業報告書の記述】
化学、農学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から19名を採用し、必要な人材を確保した。

【その他特記事項】
大学等の就職指導担当者にセンターの採用案内の掲示依頼、個別の業務説明会の開催等により、優秀な人材の確保に努めた。

エ

検査分析能力等の向上
検査分析能力等の向上を検査精度の向上のため、検査分析の美施体側に適正試験所規範(GLP)及び検査精度の向上並びに信頼性の確保を図るため、ISO/IEC17025の認定取得に向けての作業に取り進む。

5 検査分析能力等の向上と信頼性の確保
職員の技術力の向上を図るため、以下の措置を講ずるものとする。
○ 検査分析等における検査分析能力及び検査分析精度の向上並びに信頼性の確保を図るため、ISO/IEC17025の認定取得に向けての作業に取り進む。

◇ ISO/IEC17025の要求事項を満たす品質マニュアル(1次文書)、手順書(2次文書)及び作業標準(3次文書)(以下「品質マニュアル等」という。)を作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。
a : 品質マニュアル等を作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった
c : 品質マニュアル等を作成せず、又は必要な改訂を行わなかった

【事業報告書の記述】

ISO/IEC17025の認定取得に向けて技能試験への参加、ISO/IEC17025内部監査員養成研修への参加、ISO/IEC17025(8名)実施した。
検査分析業務執行マニュアルについて、次の措置を講じた。
・ 遺伝子分析用機器に関する作業標準を作成し、分析機器マニュアルを追加改訂した。
・ 「毒物劇物危険防止管理規程」及び「危険物管理規程」の見直しを行い、平成16年度から「毒物劇物及び危険物管理規程」を再編して試験等の維持管理を行うこととした。
・ 試験業務品質マニュアルとして整備した。「記録管理手順書」を再編し、「試料及び記録の管理指針」を作成した。

オ

検査分析業務執行マニュアルの作成

○ 平成13年度作成した分析機器及び試験等の維持

◇ 分析機器に係る業務執行マニュアルを作成するとともに

【その他特記事項】

遺伝子分析用機器に関する作業標準を作成

<p>施設・機器類管理マニュアル、毒劇物管理規程及び危険物管理規程等に基づいて、分析機器等の維持管理業務執行マニュアルを作成する。</p>	<p>管理及び記録等に係る業務執行マニュアルを適宜見直す。</p>	<p>に、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。又はマニュアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった。</p> <p>c: マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>「毒物劇物危害防止管理規程」及び「危険物管理規程」について、「分析試験業務管理規程」の関連規程として「毒劇物及び危険物管理規程」に再編・改訂した。</p>	<p>◇ 試薬等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。</p> <p>a: マニュアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった</p> <p>c: マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>に、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。又はマニュアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった。</p> <p>c: マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>試験業務品質マニュアルとして整備した「記録管理手順書」を再編し、新たに「試料及び記録管理の指針」を作成した。</p>	<p>◇ 記録等に係る業務執行マニュアルを作成するとともに、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。</p> <p>a: マニュアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった</p> <p>c: マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>に、定期的な見直しを行い、必要に応じて改訂した。又はマニュアルを作成し、又は必要な改訂を行い、若しくは見直しの結果、改訂の必要性がなかった。</p> <p>c: マニュアルを作成せず、又は必要な改訂を行わなかった</p>	<p>a</p>
<p>【事業報告書の記述】 外部精度管理を9回（38名参加）、センター間精度管理を1回（54名参加）実施し、満足な結果が得られなかった試験者に対しては、再試験等の必要ない正処置を実施した。</p> <p>【その他特記事項】 試験結果の対外的な信頼性確保の必要性から、外部技能試験への参加が増加（前年度5回）した。</p> <p>達成度合：200%</p>	<p>◇ 実験室間精度管理を5回以上実施した。</p> <p>a: 計画値の達成度合は100%以上であった</p> <p>b: 計画値の達成度合は70%以上100%未満であった</p> <p>c: 計画値の達成度合は70%未満であった</p>	<p>○ 分析精度の確認のため、外部機関が主催する技能試験への参加を含め、実験室間精度管理を5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>力 精度管理の実施 分析精度の確認のため、実験室間精度管理を各事業年度に5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 職員の技術力の向上を図るため、検査機関としての国際標準の導入、分析業務における精度管理の実施等を行う。</p> <p>○ 実験室間精度管理の実施回数：各事業年度5回以上</p>			

	<p>◇実務中間精査管理の結果に基づき必要な是正措置等を講じた。</p> <p>a：必要な措置を講じた</p> <p>b：必要な措置を講じなかった事例があった</p>	B
--	---	---

[総合評価]

特記事項	評価
<p>1 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</p> <p>① 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、一部の項目にB評価であったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とする。</p> <p>② 農林水産大臣の指示による立入検査件数は前年度より減少したものの、農林水産省等の要請に基づき立入検査の同行、任意調査等を多数実施した。このような中、立入検査結果の報告期限を越えた案件が1件あったとは言え、農林水産大臣への報告の迅速化については相成の努力が払われたものと評価できる。</p> <p>③ 評価を受けるために昨年度法人から提出された業務実績報告書の一部に誤謬が認められたことについて、法人は誤謬の原因究明及び再発防止措置を迅速に講じており、一連の事実関係を速やかに当委員会事務局へ報告するなど、適切な処理に努めており、反省が認められる。</p> <p>しかしながら、的確かつ厳格な評価を行うためには何よりも提出される資料の正確性が求められるところである。なお、当該誤謬は評価結果に影響を与えないことを確認した。</p> <p>2 b、c評価となった項目について</p> <p>① 「関係独立行政法人等を結ぶWAN（広域ネットワーク・システム）の整備」及び「WANの活用」について</p> <p>法人は、平成15年7月の食品安全行政の新たな展開に伴って改正された中期目標に対応して、関係独立行政法人等を結ぶWANを整備し、農林水産省の関係部局と連携することにより食品のリスク管理情報を共有化するとともに、消費者からの問い合わせ対応や分かりやすい情報提供等に活用することとしていた。しかし、WANを整備するためには関係機関で使用しているシステムの整合を図る必要があったが、その検討に時間を要したため、予定したすべての関係独立行政法人を事業年度内に結ぶことができなかった。</p> <p>なお、平成16年6月16日に当初予定されていたWANは整備された。</p> <p>今後は、関係独立行政法人等との連携を密にしてWANをリスク管理情報の共有化、消費者等への情報提供等に活用する必要がある。</p> <p>② 「品質表示基準の遵守状況の確認のための検査の効率的な実施」について</p> <p>検査を効率的に行うため、平成14年度の品質表示基準の遵守状況の確認のための検査において不適合率が高かった品目等について重点的に検査を行うこととしていたが、平成15年度の検査計画の進行管理が不十分であったことから、不適合率が高かった加工食品6品目のうち4品目については、平成15年度の検査に占める割合を高められず、重点的な検査が実施できなかった。品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を効率的に行う上で必要な検査計画の進行管理を十分に行う必要がある。</p> <p>③ 「農林水産大臣からの指示による立入検査の結果を検査実施後3日以内に報告すること」について</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数：15</p> <p>評価Aの中項目数：14 × 2点 = 28点</p> <p>評価Bの中項目数：1 × 1点 = 1点</p> <p>評価Cの中項目数：0 × 0点 = 0点</p> <p>合計：29点</p> <p>(29/30 = 97%)</p>

平成15年度に報告が遅延した1案件は内部の事務処理の延滞が原因であった。過去3年間の平均報告期間（平成13年度9.1日、平成14年度6.4日、平成15年度3.3日）を鑑みて農林水産大臣への報告事務については一定の改善・迅速化が図られたと考える。しかし、農林水産大臣への報告に当たっては、迅速な事務処理に努めるとともに、適切な進行管理を行う必要がある。